

# 三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

平成 29 年 6 月 30 日

令和 8 年 4 月 1 日改定・施行

三 重 県

## 目 次

1	策定の背景	・ ・ 1
2	目 的	・ ・ 2
3	用語の整理	・ ・ 3
4	ガイドラインの適用対象施設	・ ・ 4
5	事業者が実施する遵守事項、推奨事項	・ ・ 6
(1)	企画立案時	・ ・ 6
ア	土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続	・ ・ 6
(ア)	関係法令、条例の遵守	・ ・ 6
(イ)	土地の選定、開発計画の策定にあたり、十分な考慮が 必要な区域	・ ・ 6
イ	地域との関係構築	・ ・ 13
(ア)	県及び市町への届出	・ ・ 13
(イ)	県への相談	・ ・ 18
(ウ)	市町への相談	・ ・ 19
(エ)	地域住民とのコミュニケーション	・ ・ 19
(オ)	住民説明会等の開催	・ ・ 21
(2)	設計・施工時	・ ・ 24
ア	土地、発電設備の設計	・ ・ 24
イ	施工	・ ・ 24
ウ	周辺環境への配慮	・ ・ 24
(3)	運用・管理時	・ ・ 26
ア	保守点検・維持管理	・ ・ 26
イ	非常時の対処	・ ・ 26
ウ	周辺環境への配慮	・ ・ 26
(4)	撤去・処分時	・ ・ 27
ア	撤去・処分等	・ ・ 27
イ	廃止届の提出	・ ・ 28
6	地域との共生を図るために事業者を求める対策	・ ・ 29
7	県、市町の役割	・ ・ 34
(1)	県の役割	・ ・ 34
(2)	市町の役割	・ ・ 34

## 〈参考資料〉

- （別表 1） 太陽光発電施設の適正導入に係る適用基準一覧  
（県内市町別） . . . 36
- （別表 2） 届出書類提出先（相談窓口）一覧 . . . 37
- （別表 3） 太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧 . . . 38
- 国・県ガイドラインの手続きフロー  
（出力 50kW 以上・FIT/FIP の場合） . . . 45
- 国・県ガイドラインの手続きフロー  
（出力 10kW 以上、50kW 未満・FIT/FIP の場合） . . . 46
- 国・県ガイドラインの手続きフロー  
（出力 50kW 以上・非 FIT/非 FIP の場合） . . . 47
- 国・県ガイドラインの手続きフロー  
（出力 10kW 以上、50kW 未満・非 FIT/非 FIP の場合） . . . 48
- 提出書類のチェックリスト . . . 49

## 〈様式〉

- 様式 1 「事業概要書」[◇] . . . 55
- 様式 2 「事業概要書（変更）」[◇] . . . 58
- 様式 3 「再生可能エネルギー発電事業に係る  
関係法令手続状況報告書」[★] . . . 61
- 様式 4 「再生可能エネルギー発電事業に係る  
関係法令手続状況報告書」[☆] . . . 64
- 様式 5 「地域共生のための予防措置等報告書」[◇] . . . 70
- 様式 6-1 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談 [☆] . . . 72
- 様式 6-2 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答 [☆] . . . 74
- 様式 6-3 太陽光発電事業に関する説明会のご案内 [☆] . . . 76
- 様式 6-4 「説明会概要報告書」[☆] . . . 78
- 様式 7 「太陽光発電事業廃止届出書」[☆] . . . 80

[◇] 対象施設全て（FIT/FIP 及び非 FIT/非 FIP）に関係する書類

[★] 対象施設のうち FIT/FIP のみ関係する書類

[☆] 対象施設のうち非 FIT/非 FIP のみ関係する書類

## 1 策定の背景

### (1) これまでの経緯

平成 24 年 7 月に再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下、「FIT 制度」といいます。）が導入され、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電設備の導入が大幅に進みました。

三重県では、令和 5 年 3 月に改定した「三重県新エネルギービジョン」において、県として我が国の抱えるエネルギーの課題に地域から積極的に貢献していくことを基本的な考え方としました。

太陽光発電については、日照時間が全国平均より長い地域特性を生かし、令和 12 年度までに 285.3 万 kW を導入するとした長期目標を掲げ、地域と共生した太陽光発電施設や、家庭や事業所の屋根などに設置する自家消費型の太陽光発電設備の導入を促進しています。

一方、太陽光発電施設の設置については、事業計画の早い段階から地域住民への情報が提供されず、県内においても、自然環境や景観との調和が、地域課題として顕在化してきたことから、「三重県新エネルギービジョン」において、計画段階での施設設置に関する情報提供、自然環境・景観への配慮、市町との協議等を太陽光発電事業者（以下、「事業者」といいます。）に働きかけることなどを明記したところです。

また、国においても、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下、「再エネ特措法」といいます。）を改正し、再生可能エネルギー発電施設と地域の共生を図るため、関係法令や条例の違反等が判明した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする制度改正が行われ、令和 6 年 4 月から適用されています。

さらに、事業者が再エネ特措法に基づき、適正な事業実施の確保を図るため、保守点検等の実施や関係法令遵守のほか、自治体や地域住民とのコミュニケーション、防災、環境保全、景観保全等の考慮などを求める「事業計画策定ガイドライン（平成 29 年 3 月策定）」を令和 7 年 4 月に改訂しました。

また、一部の市町では、太陽光発電施設と地域の調和に係る条例制定や、太陽光発電施設設置の届出を求めるガイドライン策定に取り組んでいます。

こうした国の制度改正や県内市町の動きに併せて、県は、太陽光発電施設の設置にあたり、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項を示したガイドラインを運用しています。

## (2) 改定の趣旨

近年、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響等に対する地域の懸念が全国的に発生するなど、太陽光発電施設の適正導入の重要性は高まっています。

こうした中、国は、太陽光発電事業の実施にあたって、様々な公益（土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など）との調整を行う観点から、法的に各種規制を行う関係法令について、関係省庁連携の下で、各法令の総点検を行ったうえで、必要な対応を検討しています。

本県においては、太陽光発電施設に関して、県民からは、事業者からの説明がないなどコミュニケーション不足に関する不安や、柵や標識の不備など維持管理面での不安の声が依然として多い状況です。その声の多くは、現行のガイドラインで対象外としている施設に関するものであり、県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言」が提出され、また、市町からも対象拡大への要望があることから、県においては、それら事業者の実態把握や適正導入の促進が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、早急に対処すべき事項について、これまでのガイドラインで不足する点を充実強化するなど所要の改定を行い、安全安心な県民の暮らしや自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の更なる適正導入を進めることとします。

本ガイドラインは、太陽光発電施設に係る国の動向や地域の実情をふまえつつ、不断の見直しを行うものとし、運用する中で、例えば、森林や砂防指定地等において、太陽光発電施設の設置を目的とする開発行為等に起因して、生命、財産に危険を及ぼすような重大な事案のおそれが生じた場合や、ガイドラインに基づく行政指導が守られない事例が積み重なった場合には、条例化の検討を進めることとします。

## 2 目的

太陽光発電施設の設置に伴い、防災・環境・景観上の懸念が生じ、地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化していることから、事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的とします。

また、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置にあたり、関係法令、条例の規定により、許可や届出等を要する区域を、土地の選定、開発計画の策定にあたり、十分な考慮が必要な区域として設定します。

### 3 用語の整理

- 再生可能エネルギー発電事業計画  
再エネ特措法第9条に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画をいいます。再エネ特措法に基づき電気を供給する事業を行うとする者は、国による本事業計画の認定を受ける必要があります。
- 太陽光発電事業者  
太陽光発電により、電気を供給する事業を行う者をいいます。
- 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）  
再生可能エネルギー発電事業者（太陽光発電事業者）が再エネ特措法に基づき、「遵守が求められる事項」、及び法目的に沿った適切な事業実施のために「推奨される事項」について、それぞれの考え方を記載した国のガイドラインのことをいいます。  
事業計画の認定申請にあたっては、国のガイドラインに従って適切に事業を行うことに同意する必要があります。
- 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン  
再エネ特措法に基づく説明会及び事前周知措置の運用における詳細や、再エネ発電事業の地域との共生を実現するために必要な事項を記載した国のガイドラインのことをいいます。  
説明会及び事前周知措置は、再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及びガイドラインに従って実施する必要があります。
- 開発計画  
太陽光発電施設の設計・施工やこれらに伴って必要となる手続その他の行為について定めた計画をいいます。
- 地域住民  
太陽光発電施設の設置に伴い生活環境に著しく影響を受けるおそれのある住民（例 事業区域に隣接する土地・建物の所有者、周辺区域に居住する住民等）をいいます。

## 4 ガイドラインの適用対象施設

本ガイドラインは、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定（以下、「再エネ特措法の認定」といいます）の有無に関わらず、次の施設を対象とします。

（対象施設）

- 設備 太陽光発電施設
- 設置場所 三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）
- 施設規模 出力 10kW 以上

- ・ 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置されるものを除く
- ・ 出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値
- ・ 太陽光発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が 100m 以内に、当該事業者又はその密接関係者（※）が実施する太陽光発電事業の実施場所がある場合は、それらの出力の値を合算したものとする。

（※）「密接関係者」の具体例については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」第 5 章 第 1 節を参照してください。）

### 【既設の施設等の取扱い】

令和 8 年 3 月 31 日までに設置工事着手した上記の（対象施設）に該当する既存の施設等については、原則として改定前のガイドラインを適用するものとし、本ガイドライン（改定後）は適用しません。

ただし、既設の施設等であっても、令和 8 年 4 月 1 日以降に、再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更が生じた場合は、上記の規定に関わらず、原則、本ガイドラインの全ての事項が対象となります。

### （留意事項）

本ガイドラインの対象となった既設の施設等のうち、次のいずれかに該当する場合は、事業概要書（変更）（様式 2）及びその他必要書類を、県及び市町に提出してください。

（提出書類の詳細については、18 頁⑩を参照）

- ・ 再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に、説明会等の実施が求められる変更を行う場合
- ・ 県又は市町から提出を求められた場合

① 機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望まれます。

② 市町が独自に太陽光発電施設の設置に係る条例、指導要綱、ガイドライン等の基準を定めて取り組んでいる場合、本ガイドラインは、原則、適用外となります。

この場合、市町の基準が適用されることとなりますので、市町に相談の上、必要な手続きを行ってください。

なお、県内市町別の適用対象施設の基準は(別表1)を参照してください。

## 5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項

本ガイドラインは、「事業計画策定ガイドライン」に定める「適切な事業実施のために必要な措置」のうち、

- ①事業者が実施する「遵守事項」、「推奨事項」に関する自治体との手続き
- ②土地の選定、開発計画の策定にあたり、十分な考慮が必要な区域
- ③周辺環境への配慮事項

などを中心に取りまとめるとともに、県としての推奨事項を加えています。

太陽光発電事業の実施にあたっては、関係法令及び国のガイドライン等の規定や本ガイドラインを遵守してください。

なお、以降の文章において、「事業計画策定ガイドライン」に記載の「遵守が求められる事項」、「推奨される事項」に該当する事項には（国）と表記します。

### (1) 企画立案時

#### ア 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続

##### (ア) 関係法令、条例の遵守

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うことが必要です。（国）
- ② 事業者は、土地の選定にあたっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めてください。（国）
- ③ 関係法令、条例で規定される必要な措置や手続き等については、国、県、市町に確認及び相談し、関係法令、条例の規定を遵守することが必要です。（国）
- ④ 特に、再エネ特措法の認定申請の時点において、森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可を受けている必要があります。
- ⑤ 三重県地球温暖化対策総合計画では、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に関する三重県基準（市町が促進区域を設定する際の基準）を定めており、事業者が計画を立案する際に、立地や環境に配慮した措置の検討の参考にしてください。

##### (イ) 土地の選定、開発計画の策定にあたり、十分な考慮が必要な区域

「事業計画策定ガイドライン」では、土地の選定、開発計画の策定にあたり、「関係法令、条例の適用されている土地や周辺環境においては、発電設備の設置に適さない土地である場合もあり、事業実施に適しているかについて十分に検討を行うことが重要」としています。

本ガイドラインでは、「事業計画策定ガイドライン」のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可や届出等が必要な区域を基本に、「土地の選定、開発計画の策定にあたり、十分な考慮が必要な区域」を次のとおり整理します。

なお、区域設定は本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令、条例の規定により定義されるものではありません。

### 【区域の定義】

#### ①設置するのに適当でない区域

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域

#### ②設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

関係法令、条例の規定により防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可、届出を要する場合がある区域

#### ③その他設置にあたり県又は市町への相談・配慮が必要な区域

上記①、②のほか、規則・要綱、通知等により、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に際し、事前に県又は市町への相談や配慮が必要とされる区域

### 【関係法令等】

(表1)

関係法令等	対象区域等	理由	区域設定
都市計画法	風致地区 【関係市町： 四日市市、津市、多気町、伊勢市、鳥羽市】	都市における良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し環境の保全を図るため、建築物の建築、土地の形質の変更等を規制している区域であるため。	①設置するのに適当でない区域
河川法	河川区域 (河川予定地も含む)	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害を防止するために行為の制限を設けている区域であるため。	①設置するのに適当でない区域

河川法	河川保全区域	洪水、津波、高潮等による災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域のため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
港湾法	港湾隣接地域	港湾の適正な利用を確保するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	臨港地区		
海岸法	海岸保全区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
漁港漁場整備法	漁港区域	漁港の適正な利用を確保するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

砂防法（三重県砂防指定地等管理条例）	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
三重県土採取規制条例	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するため、土の採取を行う場合に認可が必要な場合があるため。（他の法令に基づく許認可等に係るものは除く）	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
生産緑地法	生産緑地地区 【関係市町：四日市市、桑名市】	都市における農地等の適切な保全により、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成するため、建築物の建築、土地の形質の変更等を規制している区域であるため。	① 設置するのに適当でない区域
特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域 【一級河川雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域】	開発等に伴う雨水の流出を抑制し、浸水被害を軽減させるため、土地からの流出雨水量を増加させるおそれがある行為＝「雨水浸透阻害行為」について、一定の制限を設けている区域のため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

景観法（三重県 景観づくり条例）	熊野川流域景観 計画区域	世界遺産「紀伊山地の霊 場と参詣道」の一部であ る熊野川の流域にふさわ しい景観の形成とともに、世界遺産の登録資産 （コアゾーン）及び緩衝 地帯（バッファゾーン） と一体的な保全が求めら れる区域であるため。	① 設置す るのに適 当でない 区域
農地法 農業振興地域の 整備に関する法 律	農用地区域	優良農地を確保するた め、転用が厳しく制限さ れているため。	① 設置す るのに適 当でない 区域
	甲種農地		
	第1種農地	周辺地域との調和や農地 確保の観点から、一定の 配慮が求められる区域で あるため。	② 設置す るのに十 分な検討 や調整が 必要な区 域
	第2種農地		
第3種農地			
	市街化区域内の 農地	計画的な市街地化が図ら れる区域であり、周辺地 域との調和が必要な区域 であるため。	② 設置す るのに十 分な検討 や調整が 必要な区 域
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の 防備等のために指定され た区域であり、立木伐採 や土地の形質変更等を厳 しく規制しているため。	① 設置す るのに適 当でない 区域
	地域森林計画対 象民有林	災害の防止・水害の防止・ 水の確保・環境の保全の ため、0.5ヘクタールを 超える開発行為を行うと きは許可が必要なため。	② 設置す るのに十 分な検討 や調整が 必要な区 域

三重県水源地域の保全に関する条例	特定水源地域	水源地域のうち、水道事業の水源として水を供給していることから、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、特に保全が必要な区域であるため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
文化財保護法 (文化財保護条例)	埋蔵文化財包蔵地	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録保存のための発掘調査を実施する必要がある、事業計画段階からの調整を要するため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	史跡・名勝・天然記念物の指定地 (世界遺産の登録資産含む)	文化財の価値保全のために、指定地内の現状変更等が厳しく制限されているため。	① 設置するのに適当でない区域
自然公園法 (三重県立自然公園条例)	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。	① 設置するのに適当でない区域
	第1種特別地域		
	第2種特別地域		
	第3種特別地域	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
普通地域 <sup>※1</sup>  ※1 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000m <sup>2</sup> を超えて、かつ、三重県景観計画の景観形成基準にある「主要な視点場」から眺望できる区域に限る。			

<b>自然環境保全法</b> <b>（三重県自然環境保全条例）</b> ※2	自然環境保全地域の特別地区	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域であるため。	① 設置するのに適当でない区域
	※2 令和8年3月31日時点では、三重県内には、自然環境保全法に基づく指定地域はなし。	自然環境保全地域の普通地区 ※3 ※3 水平投影面積が 200 m <sup>2</sup> を超える施設を設置する場合に限る。	自然環境保全地域のうち、特別地区に含まれない区域である普通地区については、地域実情に応じて自然環境への影響を考慮し、生物の多様性の確保を図る必要があるため。
<b>鳥獣保護管理法</b>	鳥獣保護区内の特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であるため。	① 設置するのに適当でない区域
<b>三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例</b>	埋立て等区域	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場合、届出が必要な場合があるため	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
<b>世界遺産条約</b> <b>（関係市町）</b> <b>景観保護条例</b>	世界遺産 <b>【関係市町：大紀町、紀北町、尾鷲市、御浜町、熊野市】</b>	世界遺産特有のものとして資産の周囲に設けられている緩衝地帯（バッファゾーン）として指定された区域であり、登録資産（コアゾーン）との景観調和の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。	① 設置するのに適当でない区域

南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	押渕湿地 【関係市町： 南伊勢町】	グンバイトンボやマダラシマゲンゴロウ等の準絶滅危惧種等が生育・生息する貴重な動植物の生息地であり、良好な自然環境の保全が特に必要のため。	② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
三重県世界遺産保全推進協議会設置要綱に基づく三重県遺産影響評価審査会設置要項	世界遺産及びより広範な周辺環境（ワイドーセッピング）	世界遺産の周辺地域で実施される開発行為が、世界遺産のOUV（顕著な普遍的価値）に与える影響を軽減するため、事前の情報共有と相談及び景観への一定の配慮が必要な区域のため。	③ その他設置にあたり相談・配慮が必要な区域

**【留意事項】**

当該区域は令和8年4月1日時点のものであり、変更が生じる可能性があります。詳細については、県又は市町の担当課へご確認ください。

なお、上記①～③の以外の区域においても、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

土地の選定にあたっては、「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」（別表3）を参考に、十分な検討や調整を行う必要があります。

さらに、太陽光発電施設の設置に関し、関係法令、条例の規制がない区域（例 土砂災害防止法の土砂災害（特別）警戒区域、都市計画法の住居専用地域や商業地域など）についても、防災、環境保全、景観保全等の観点から、地域住民の理解が得られず、事業が進まないケースや、想定していなかったコストの発生など、様々な事業リスクが生じる可能性があります。

**イ 地域との関係構築**

**(ア) 県及び市町への届出**

以下の①～⑩に記載の内容（施設ごとに提出が必要となる届出）は、〈参考資料〉「提出書類のチェックリスト」を参照してください。

**【新規で太陽光発電施設を設置する場合】《チェックリストA～D》**

- ① 事業者は、事業概要書（様式1）及びその他書類（位置図、配置図等）を、説明会又は事前周知措置を実施する45日前までに以下の②から④ ※

1) までの書類と併せて県及び市町担当課へ提出してください。(なお、設置を予定している施設の出力が 50kW 未満の場合、以下の②から④(※2)までの書類の提出は、原則不要ですが、県又は市町が求めた場合は、提出してください。)

(※1) ④については、市町にのみ提出してください。

(※2) 説明会の開催が求められる場合は、市町からの求めに関わらず、市町へ提出が必要です。

② 森林法に基づく林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可、及び砂防三法(砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)に基づく許可等が必要となる場合には、当該許可等の処分を受けていることを示す書類を添付してください。

③ 再エネ特措法の認定申請を行う際に国に提出する再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書の写しに加え、県様式の関係法令手続状況報告書(様式3)を提出してください。

なお、同法の認定申請を行わない場合は、県様式の関係法令手続状況報告書(様式4)を提出してください。

④ 事業者は、(1)企画立案時イ(オ)②のとおり、説明会又は事前周知措置を実施する必要があります。

再エネ特措法の認定申請を行う事業者は、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会の開催が求められる場合、同ガイドライン添付の様式(付録1.)を市町に提出し、事前相談を行ってください。

また、同法の認定申請を行わない事業者は、説明会の開催が求められる場合、「周辺地域の住民」の範囲について、当該施設を設置する市町に県様式(様式6-1)を提出し、事前相談を行ってください。

⑤ 再エネ特措法施行規則第4条の2の3に規定する説明会を開催した場合にあっては、設置工事着手までに国に提出している説明会概要報告書の写し及び「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)を提出してください。

また、再エネ特措法の認定申請を行わない場合において、説明会を開催した場合は、設置工事着手までに県様式の説明会概要報告書(様式6-4)及び「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)を提出してください。なお、再エネ特措法の認定の有無に関わらず、出力50kW未満の施設で、事前周知措置を実施した場合は、「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)の提出は原則不要ですが、県又は市町が求めた場合は、提出してください。

## 【FIT/FIP 事業者で、出力 50kW 以上の施設の事業変更を行う場合】

### 《チェックリスト E》

- ⑥ 出力 50kW 以上の施設で再エネ特措法の認定を受けている事業者で、令和 8 年 4 月 1 日以降に事業概要書（様式 1 又は様式 2）を提出した案件について、当該提出後に、再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更を行う場合には、次のいずれかに該当する変更内容を確認の上、下記(a)及び(b)に掲げる書類を提出してください。

また、変更により出力が 50kW 以上となる場合も同様の書類を提出してください。

- a 事業譲渡、合併又は会社分割等を原因として発電事業者を変更する場合
- b 発電事業者の密接関係者（資本関係等において発電事業者と密接な関係を有するものをいう。）を変更する場合（※）  
（※）「密接関係者」の具体例については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」第 5 章 第 1 節を参照してください。）
- c 再エネ発電設備の設置場所を変更する場合
- d 再エネ発電設備の出力を 20%以上又は 50kW 以上増加させる場合
- e 再エネ発電設備の出力を、事業概要書の提出日又は直近で行った説明会等の日のうちいずれか遅い日から起算して累計値で 20%以上又は 50kW 以上増加させる場合
- f 太陽光パネルの合計出力を 20%以上又は 50kW 以上増加させる場合
- g 太陽光パネルの合計出力を、事業概要書の提出日又は直近で行った説明会等の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計値で 20%以上又は 50kW 以上増加させる場合
- h 計画変更によって、新たに説明会等の実施が必要となった場合  
(a)以下の書類を説明会及び事前周知措置を実施する 45 日前までに提出してください。

- ・事業概要書（変更）（様式 2）
- ・関係法令手続状況報告書の写し  
及び県様式の関係法令手続状況報告書（様式 3）（※）  
（※）変更原因が、⑥ a、b に該当する場合に提出してください。
- ・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」添付の様式（※）  
（付録 1.）（※）市町にのみ提出してください。
- ・その他（位置図・配置図等）

(b)以下の書類については、設置工事着手までに提出してください。

- ・説明会概要報告書の写し
- ・「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)

### 【FIT/FIP事業者で、50kW未満の施設の事業変更を行う場合】

#### 《チェックリストF》

- ⑦ 出力50kW未満の施設で再エネ特措法の認定を受けている事業者で、令和8年4月1日以降に事業概要書(様式1又は様式2)を提出した案件について、当該提出後に、⑥aからhと同様の変更を行う場合(変更後に出力50kW以上にならない場合)は、下記(a)、(b)、(c)に掲げる書類を提出してください。

(a)以下の書類を説明会及び事前周知措置を実施する45日前までに提出してください。

- ・事業概要書(変更)(様式2)
- ・その他(位置図・配置図等)

(b)以下の書類については、県又は市町の求めがあった場合、(a)と併せて提出してください。

- ・関係法令手続状況報告書の写し  
及び県様式の関係法令手続状況報告書(様式3)(※)  
(※)変更原因が、⑥a、bに該当する場合に提出してください。
- ・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」添付の様式(※)  
(付録1.)  
(※)説明会の開催が求められる場合は、市町の求めに関わらず、市町に提出してください。

(c)説明会を開催した場合においては、以下の書類については、設置工事着手までに提出してください。

- ・説明会概要報告書の写し
- ・「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)

### 【非FIT/非FIP事業者で、出力50kW以上の施設の事業変更を行う場合】

#### 《チェックリストG》

- ⑧ 出力50kW以上の施設で再エネ特措法の認定を受けていない事業者で、令和8年4月1日以降に事業概要書(様式1又は様式2)を提出した案件について、当該提出後に、⑥aからhと同様の変更を行う場合は、下記

(a)及び(b)に掲げる書類を提出してください。

また、変更により出力が 50kW 以上となる場合も同様の書類を提出してください。

(a)以下の書類を説明会及び事前周知措置を実施する 45 日前までに提出してください。

- ・事業概要書(変更)(様式2)
- ・県様式の関係法令手続状況報告書(様式4)(※)  
(※)変更原因が、⑥a、bに該当する場合に提出してください。
- ・「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(様式6-1)(※)  
(※)市町にのみ提出してください。
- ・その他(位置図・配置図等)

(b)以下の書類については、設置工事着手までに提出してください。

- ・県様式の説明会概要報告書(様式6-4)
- ・「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)

#### 【非FIT/非FIP事業者で、出力50kW未満の施設の事業変更を行う場合】 《チェックリストH》

⑨ 出力 50kW 未満の施設で再エネ特措法の認定を受けていない事業者で、令和8年4月1日以降に事業概要書(様式1又は様式2)を提出した案件について、当該提出後に、⑥aからhと同様の変更を行う場合(変更後に出力50kW以上にならない場合)は、下記(a)、(b)、(c)に掲げる書類を提出してください。

(a)以下の書類を説明会及び事前周知措置を実施する 45 日前までに提出してください。

- ・事業概要書(変更)(様式2)
- ・その他(位置図・配置図等)

(b)以下の書類については、県又は市町の求めがあった場合、(a)と併せて提出してください。

- ・県様式の関係法令手続状況報告書(様式4)(※)  
(※)変更原因が、⑥a、bに該当する場合に提出してください。
- ・「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(様式6-1)(※)  
(※)説明会の開催が求められる場合は、市町の求めに関わらず、市町に提出してください。

(c)説明会を開催した場合においては、以下の書類について、設置工事着手までに提出してください。

- ・ 県様式の説明会概要報告書（様式6－4）
- ・ 「地域共生のための予防措置等報告書」（様式5）

### 【令和8年4月1日以降に事業概要書を提出していない場合】

#### 《チェックリストI・J》

- ⑩ 令和8年4月1日以降に本ガイドラインに基づく事業概要書を提出した案件以外（※1）で、⑥a～hと同様の変更を行う場合や県又は市町から提出の求めがあった場合は下記(a)又は(b)の書類を提出してください。

（※1）既設の施設等で令和8年4月1日以降に事業概要書（変更）を提出していない案件や令和8年3月31日以前に改定前のガイドラインに基づき、事業概要書を提出した後、令和8年4月1日以降に事業概要書（変更）を提出していない案件をいいます。  
なお、令和8年4月1日以降に本ガイドラインに基づき、一度でも事業概要書（変更）を提出したことがある施設については、《チェックリストE～H》を参照してください。

(a)再エネ特措法の認定を受けた施設について、説明会を開催する場合は、以下の書類を設置工事着手までに提出してください。

- ・ 事業概要書（変更）（様式2）
- ・ 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」添付の様式（付録1.）（※2）

(b)再エネ特措法の認定を受けていない施設について、説明会を開催する場合は、以下の書類を設置工事着手までに提出してください。

- ・ 事業概要書（変更）（様式2）
- ・ 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（様式6－1）（※2）

（※2）説明会の開催が求められる場合は、市町に提出してください。

なお、その他必要な書類の提出を県又は市町が求める場合があります。

#### (イ) 県への相談

- ① 事業者は、本ガイドラインの取扱いについて質問や疑義等がある場合は、県の窓口へ問い合わせてください。
- ② 森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）における許可については、災害の危険性に直接影響を及ぼし得る

ような土地開発に関わるため、該当地区に太陽光発電施設を設置しようとする場合は、県所管部局に事前に相談してください。

また、その他の県所管の関係法令についても、「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」(別表3)を参照し、各所管部局へ確認をしてください。

- ③ 予定する太陽光発電事業の規模によっては、各種許認可申請の前に、環境アセスメントの手続きが必要となる場合がありますので、県所管部局へ相談してください。

#### (ウ) 市町への相談

- ① 事業者は、施設設置予定場所に近接する市町に対しても、防災、環境保全、景観保全等の観点から、影響が懸念される場合においては、設置場所の市町と同様に当該市町に相談し、地域とのコミュニケーションを図ってください。
- ② 市町所管の関係法令についても、「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」(別表3)を参照し、各市町所管部局へ確認をしてください。
- ③ 災害時及び訓練で航空機による支援を行うための各市町が想定する飛行場外離着陸場に、発電施設が近接している場合、航空機の侵入区域に障害となる高さの工作物や電線があると航空機が離着陸できなくなりますので、災害時に空路支援を計画する市町の防災担当課へ相談してください。

#### (エ) 地域住民とのコミュニケーション

- ① 事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めてください。(国)
- ② 事業者は、再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」で定める説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲に該当する電源については、再エネ特措法施行規則第4条の2の3に規定する説明会又は事前周知措置を実施してください。(国)  
再エネ特措法の認定申請を行わない事業者においても、地域住民との信頼関係の構築に努め、地域との共生が図られた事業とするため、説明会の開催又は事前周知措置を実施してください。
- ③ 事業者は、地域住民との関係構築を図るにあたり、事業計画の内容、反

射光や雑草の繁茂、排水など事業実施により予想される環境・景観等への影響と、それに対する予防措置等について、地域住民へ十分説明し、事業について理解を得られるように努めてください。

なお、太陽光発電施設の設置予定場所に隣接する水路等への排水や土砂流出について、事前に当該水路管理者に相談しておくことも必要です。

- ④ 事業者は、設計・施工、運用・管理、撤去・処分等の計画や排水、土砂流出などについて、説明会や事前周知措置等で地域住民へ説明してください。
- ⑤ 事業者は、地域住民から本事業に対する要望、懸念等があった場合は、誠意をもって対応し、必要に応じて該当市町に相談するなどして、理解を得られるよう努めてください。
- ⑥ 事業者は、農地法で規定する第2種農地と第3種農地における農地転用を伴う場合は、土砂流出などで周辺農地の営農条件の支障とならないか、農業用排水施設の機能に支障を及ぼす恐れがないか、周辺農地の所有者や耕作者の理解を得られているかなど、被害防除の措置が適切であることを示す必要があることから、農業委員会や市町への説明に努めてください。
- ⑦ 「環境影響評価法並びに三重県環境影響評価条例（※）の対象規模となる事業を計画している事業者」又は「県・市町、地域住民から求めがあった事業者」は、自然環境や防災に関する住民の不安や地域住民との維持管理面でのトラブル防止など、地域との調和の観点から、原則、協定書等を締結するよう努めてください。

また、協定締結後に事業者が変更になる場合は、県・市町や地域住民と合意した内容や協定書を変更後の事業者に適切に引き継ぎ、新たな事業者において改めて協定締結するなど、誠意をもって対応してください。

なお、協定書等の締結先（相手方）や締結方法等については、事業の性質や範囲、地域の実情をふまえ、決定してください。

（※）令和8年4月1日現在：施行区域面積が面積10ha以上の事業

(オ) 住民説明会等の開催

① 説明会又は事前周知措置を求める太陽光発電施設を下の図のとおり設定します。

【説明会又は事前周知措置を求める対象図】

	県ガイドラインの対象外		県ガイドラインの対象 (ただし、10kw以上、非FIT・非FIP含む)	
	住宅用太陽光 (*2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	50kw未満 (低圧) ※住宅用・屋根設置を除く	50kw以上 (高圧・特別高) ※住宅用・屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア (*1) 外	事前周知を要件としない	事前周知を要件としない	説明会以外の手法での事前周知を求める (*3)	説明会の開催を求める
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア (*1) 内				

(\*1) ① 森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法の許可の対象エリア、② 土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む)又は土石流危険渓流、③ 条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアをいいます。

(\*2) 出力が10kW未満の太陽光発電事業をいいます。

(\*3) 低圧電源であって、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それら事業に係る電源の出力の合計値が50kW以上となるときは、説明会を開催する必要があります。

② 以下の【対象事業】の太陽光発電施設を設置する事業者は、原則、【住民への説明・事前周知の範囲】の周辺地域の住民に対して、説明会の開催又は事前周知措置を実施してください。

【対象事業】

説明会開催	事前周知措置
「出力 50kW 以上」 又は 「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」内	「出力 10kW 以上、50kW 未満」 かつ 「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」外

【住民への説明・事前周知の範囲】

○太陽光発電事業を実施する場所の敷地境界線から水平距離が以下の範囲に居住する者
▶出力 50kW 以上 : 300m以内
▶出力 10kW 以上、50kW 未満 : 100m以内
▶環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業 : 1 km 以内

※【対象事業】及び【住民への説明・事前周知の範囲】は、本ガイドラインの適用施設全て(出力10kW以上、非FIT/非FIPを含む)が対象となります。

- ③ なお、本県における「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」（説明会の開催を求める区域）について、（表2）のとおり設定しますので、詳細は参照先等で確認してください。
- ④ 地域住民からの質問等に適切に対応できるよう十分な回数の説明会を開催した上で、地域住民からの質問等に誠実に対応してください。
- ⑤ 事業者は、太陽光発電施設に関して説明会を開催すべき対象事業や説明の対象となる地域住民の範囲、説明項目、その他詳細については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定められていますので、参考にしてください。
- ⑥ 事業者は、地域とのコミュニケーションを図るため、説明会の開催が求められる場合、「周辺地域の住民」の範囲について、（1）企画立案時イ（ア）④を参照し、市町へ事前相談をしてください。  
なお、その他説明事項や方法について、必要に応じて市町と相談をしてください。
- ⑦ 説明会の開催においては、上記範囲内に居住する者のみならず、実施場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに実施場所を管轄する市町が必要と認める者も対象として実施してください。
- ⑧ 説明会の開催にあたっては、開催予定日の2週間前までに、県様式（様式6-3）を参考に「周辺地域の住民」に開催の案内をしてください。
- ⑨ 説明会開催後に、2週間以上の期間にわたり、説明会に出席した「周辺地域の住民」の質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して、書面をもって誠実に回答してください。
- ⑩ 事業者は、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」又は同様の変更を行う場合は、計画変更に関する説明会又は事前周知措置を実施してください。その実施すべき【対象事業】及び【地域住民への説明・事前周知の範囲】については、（1）企画立案時イ（オ）②に準じてください。

【周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア】（表2）  
（原則、説明会の開催が必要な区域）

関係法令	対象区域等
森林法	同法第10条の2第1項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林
	[参照先] 県のホームページ <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/shinrin/hp/mori/000117154.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/shinrin/hp/mori/000117154.htm</a>
宅地造成及び特定盛土等規制法	同法第10条第1項の規定により都道府県知事が指定した宅地造成等工事規制区域（認定申請に係る再エネ発電事業計画の実施に同法第12条第1項の許可を必要とする場合に限る。）
	同法第26条第1項の規定により都道府県知事が指定した特定盛土等規制区域（認定申請に係る再エネ発電事業計画の実施に同法第30条第1項の許可を必要とする場合に限る。）
	[参照先] 県のホームページ <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm</a>
砂防法	同法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地（砂防指定地）
	[参照先] 県のホームページ <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11255001382_00001.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11255001382_00001.htm</a>
地すべり等防止法	同法第3条第1項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域
	同法第4条第1項の規定により主務大臣が指定したぼた山崩壊防止区域
	[参照先] 県のホームページ <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11248001375_00001.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11248001375_00001.htm</a>
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	同法第3条第1項の規定により都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
	[参照先] 県のホームページ <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11252001379_00001.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11252001379_00001.htm</a>
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）または土石流危険渓流(※)
	(※) 「土石流危険渓流」とは土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流のことであり [参照先] 県のホームページ <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/BSSABO/HP/84352046914.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/BSSABO/HP/84352046914.htm</a>

自然環境保全法 (三重県自然環境保全条例)	三重県自然環境保全地域 (三重県自然環境保全条例に基づき指定)
	[参照先] 県のホームページ <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/12140000400.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/12140000400.htm</a>

※当該区域は、資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」第2章・第1節・2.「実施すべき措置」において、説明会の開催を求めるエリアをもとに、本県における該当区域として整理したものです。

※当該区域は、追加指定等により変更が生じる場合がありますので、「参照先」にて最新情報をご確認ください。

※各法令・条例等の相談窓口は「太陽光発電施設設置にかかる関係法令・条例一覧」(別表3)を参照ください。

## (2) 設計・施工時

### ア 土地、発電設備の設計

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、土地開発の設計を行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、関係法令、条例がない又は適用されない場所においても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全等のための適切な土地開発の設計を行うように努めてください。
- ③ 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、発電設備の設計を行うことが必要です。(国)
- ④ 事業者は、防災、環境保全、景観保全等を考慮し発電設備の設計を行うように努めてください。

### イ 施工

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、施工を行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないよう関係法令、条例等に従い、適切に処理するように努めてください。(国)

### ウ 周辺環境への配慮

- ① 事業者は、設計・施工にあたり、長期的な地域との共生、事業を円滑に進めるため、地域住民に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるよう努めてください。(国)

- ② 事業者は、出力 20kW 以上のものについて、外側から見えやすい場所に事業者名、保守点検責任者名、連絡先等の事業情報を記した標識を掲示する必要があります。(国)

なお、管理責任を負うものが不明であると危険な状態への速やかな対応ができないことから、本ガイドラインでは出力 20kW 未満のものについても、発電事業者あるいは保守点検責任者の連絡先を明示した標識の掲示を求めます。

【標識掲示例】

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	〇〇発電所
	設備ID	DXXXXXX15
	所在地	三重県〇〇市△△
	発電出力	〇〇〇.0kW
再生可能エネルギー発電事業者	氏名	〇〇株式会社
		代表取締役 〇〇〇〇
	住所	三重県〇〇市△△
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
保守点検責任者	氏名	〇〇メンテナンス株式会社
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年X月〇日

- ・サイズ：縦 25cm 以上×横 35cm 以上としてください。
- ・素材：劣化・風化しない素材を使用してください。
- ・標識設置後に標識記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識の記載を変更してください。

※上図は再エネ特措法の認定施設における標識例です。

※再エネ特措法の認定を受けない施設については、最上段の「固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備」を「再生可能エネルギー発電事業者の発電事業の設備」など認定施設でないことが分かるよう書き換えてください。また、設備 ID の項目は不要となりますのでご注意ください。

- ③ 事業者は、電気事業法や「事業計画策定ガイドライン」に基づき、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、太陽光発電施設の周囲に柵塀などを設置する必要があります。(国)

### **(3) 運用・管理時**

#### **ア 保守点検・維持管理**

- ① 事業者は、事業計画の認定申請時に提出した保守点検、維持管理に係る実施計画及び本ガイドラインに基づき提出した「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)に則って保守点検、維持管理を行ってください。
- ② 事業者は、発電性能の維持に関する作業(除草時の除草剤利用等)を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないよう努めてください。(国)

#### **イ 非常時の対処**

- ① 事業者は、落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電(運転)状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めてください。(国)
- ② 事業者は、発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うように努めてください。(国)
- ③ 破損した発電設備を迅速かつ安全に廃棄するため、あらかじめ撤去・廃棄方法等について確認するように努めてください。(国)
- ④ 事業者は、太陽光発電施設の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市町及び地域住民へ速やかにその旨連絡するように努めてください。(国)
- ⑤ 事業者は、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めてください。(国)
- ⑥ 事業者は、被害が発生し損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な対応を行うように努めてください。(国)

#### **ウ 周辺環境への配慮**

- ① 事業者は、事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画及び「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)どおり適切に実施されているかを随時確認してください。  
また、県、市町、地域住民との間で、設置時に合意した事項などがある場合は、当該合意事項に則して適切に対応してください。
- ② 事業者は、発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理するように努めてください。(国)

- ③ 事業者は、第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるように努めてください。(国)
- ④ 事業者は、防災、環境保全、景観保全等の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めてください。
- ⑤ 標識に掲示する連絡先に記載のある者は、認定基準及び認定を受けた事業計画に従って事業を実施すべきであること(保守点検責任者への適切な監督を含む。)を踏まえ、周辺住民等から連絡があった場合に、適切に対応を行ってください。(国)

#### **(4) 撤去・処分時**

##### **ア 撤去・処分等**

- ① 事業者は、事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うことが必要です。(国)  
また、廃棄物の撤去等については、提出した「地域共生のための予防措置等報告書」(様式5)の内容に則して、適切な措置を講じてください。
- ② 事業者は、事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参考とするよう努めてください。
- ④ 廃棄等費用については、事業の収益等から計画的に確保していくことが重要であり、これを念頭においた事業計画の策定及び事業運営を行うことが必要です。なお、再エネ特措法の認定を受けている事業者においては、廃棄等費用の積立ての詳細については、経済産業省資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」を参照・遵守してください。
- ⑤ 事業者は、事業終了後の設備の撤去など、県、市町、地域住民と合意した事項がある場合、当該事項に従い責任をもって対応することが必要です。(国)

## イ 廃止届の提出

- ① 事業者は、国へ事業の廃止届を行った場合には、速やかにその写しを県及び市町に提出してください。

なお、再エネ特措法の認定を受けていない場合は、県様式の「太陽光発電事業廃止届出書（様式7）」を提出してください。

## 6 地域との共生を図るために事業者を求める対策

太陽光発電施設の設置にあたり、森林伐採や造成工事を行う場合や、集落周辺の農地を転用する場合においては、住環境や自然環境、営農環境への影響が懸念され、県内の地域では、柵塀の不備や雑草の繁茂、反射光などへの不安の声が多く発生しています。

こうした懸念や不安を解消するため、事業者は、本ガイドラインの趣旨に則り、安全安心な県民の暮らしや自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の設置のために、事業実施による環境への影響を回避・低減するとともに、以下の表をふまえ、予防措置等の必要な対策を行ってください。

事象	考えられる影響	注意すべき事項
柵・塀の設置	第三者が容易に近づける状態にある場合、第三者が感電等により被害を受けるおそれや、安定的な発電が阻害される可能性があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、電気事業法や「事業計画策定ガイドライン」に基づき、第三者が容易に発電設備に触れることができないよう、発電設備と柵塀等の距離を開けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等（ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないもの）を設置してください。</li> </ul>
雑草の繁茂	発電所内に雑草が繁茂し、それが放置されると、景観を阻害するだけでなく、害虫の発生などにより周辺地域の住民の迷惑となる可能性があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に周辺土地への影響を考慮し、農地や水源の地域では可能な限り除草剤等の薬剤を使用しないでください。</li> <li>また、除草剤を使用する場合には、周辺へ飛散しないよう対策を講じるとともに、地域への事前周知等を行ってください。</li> <li>特に学校や病院などの公共施設、住宅、または農地に近接している場合は、それぞれの関係者と十分に協議してください。</li> <li>防草のために、工法変更（例えば、緑地から防草シートに変更）を行う際、流出係数に影響のある変更の場合は、変更後の工法による排水計画を確認してください。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">パネルの反射光</p>	<p>パネルの設置の仕方によっては、周辺住宅等へパネルの反射光が影響する可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶事前に反射について地域に説明し、必要に応じて、アレイ（パネルを架台に設置したもの）等の向き・配置の調整、植栽、フェンスの設置、低反射タイプのパネルを採用する等の対応を講じてください。（太陽光パネルの配置及び規模、アレイ面の傾斜角度、アレイ面の最低高さ等は「電気設備の技術基準の解釈」の標準仕様を参照してください）</li> <li>▶反射光による影響が生じる可能性がある場合はシミュレーション（販売・施工店等に依頼）を行い、住宅の窓に反射光が差し込むか、道路等を走行する際に自動車等の運転手が反射光の影響を受けないか等を確認してください。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">排水・土砂</p>	<p>降雨時に濁水が事業区域外に流れ出て、農地や住宅地等に流れ込む可能性があります。また、河川等に排水する場合、水の濁りが問題になる可能性があります。</p> <p>新たに土地の造成を行う場合や、土砂の流出を防ぐ植栽等がない斜面に設置する場合は、降雨時に濁水が発生する可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用してください。</li> <li>▶工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行ってください。</li> <li>▶切土や盛土等を行う場合や斜面等にパネルを設置する場合には、土砂崩れ等も心配されますので、事前に内容を地域に説明し、擁壁などによる十分な対策を講じてください。</li> <li>▶施設の設置工事中のみならず、設置後の維持管理も含め、土砂や汚泥の流出、周辺河川への排水対策等を適切に行ってください。</li> <li>▶洗堀や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行う等、土砂流出・濁水発生防止策を講じてください。</li> <li>▶調整池等を設置する場合にあっては、調整池等に貯まる土砂等の定期的な除去・処分方法をあらかじめ定め、適切に行ってください。</li> <li>▶対策を検討する際、事業者や設計・施工者で判断が難しい場合は専門家に相談してください。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">濁水</p>	<p>降雨時に濁水が事業区域外に流れ出て、農地や住宅地に流れ込む可能性があります。</p> <p>また、河川等に排水する場合、水の濁りが問題になる可能性があります。</p>	<p>▶河川や水路は、農業用水の供給や漁場として本県の農業や水産業にとって重要な役割を果たしているだけでなく、地域によっては、水路等から直接、水を取水し、飲料水や生活用水として利用しています。このため、河川や水路において、工事に伴う濁水が発生しないよう、次のような工事中の濁水対策を適切に行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事を降雨の少ない冬季に行う</li> <li>・ 調整池等の貯留施設の設置を優先して行う</li> <li>・ 沈砂池を設置する</li> <li>・ ブルーシートなどにより表土の露出した箇所を保護する</li> </ul> <p>▶工事後においても濁水が発生しないよう、植生マットの使用や種子散布により下草を生やす、表土の流出を抑える防護シートの設置などの対策を予め施設の施工計画に盛り込み、濁水対策を適切に行ってください。</p>
<p style="text-align: center;">景観への配慮</p>	<p>面的な広がりから、距離が離れた場所からも視認され、広大な敷地がパネルで埋め尽くされたような印象を受ける場合があります。</p> <p>また、反射により周囲の景観から浮き立ち、目立つ懸念もあります。</p>	<p>▶周囲の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとしてください。原則として、黒、ダークグレー又はダークブラウンの中から選択してください。</p> <p>▶太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がなされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用してください。</p> <p>▶自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、直接見えないよう植栽等で目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにしてください。</p> <p>▶「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」（三重県県土整備部作成）や市町の太陽光発電施設に係るガイドラインに沿って、設置計画を進めてください。</p>

<p>騒音・振動</p>	<p>パワーコンディショナ等から発生する騒音が問題となる可能性があります。</p> <p>また、建設機械の稼働や工事用車両の走行により、粉じん等（土ぼこりなど）や騒音・振動が発生し、事業区域周辺や走行ルート沿道の環境に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶工事に伴う粉じん等や騒音・振動の影響を抑えるため、できる限り工事の平準化を図り、影響の大きい建設機械や工事用車両が、同時に多数稼働したり走行したりすることのないよう配慮してください。</li> <li>▶また、近隣住宅等への影響が懸念される場合には、強風時は掘削作業等を避けるなどの配慮も必要です。</li> <li>▶造成工事に伴う粉じん等の発生を減らすため、事業区域内やアクセス道路に散水を行うことも効果的です。工事用車両はタイヤ洗浄を行い、粉じん等の発生を抑制するとともに、泥で周辺道路等を汚さないよう配慮してください。</li> <li>▶事業区域が住宅等に近いう場合は、事業区域の周囲に仮囲いを設置する、低騒音・低振動型の建設機械を採用するほか、工事時間帯を配慮するなど、騒音・振動の影響低減に努めてください。</li> </ul>
--------------	--	---

<p>動物・植物・生態系</p>	<p>事業実施に伴い改変が予定される区域やその周辺に、希少種などの重要な動植物が生息・生育している場合、それらの動植物に対して影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、事業区域が森林や草地などの造成されていない土地や水面の場合は、重要な動植物の保全に配慮する必要があります。</p> <p>更に、事業区域の近くに湧水がある場合も注意が必要です。湧水周辺は、重要な動植物の生息・生育地となっていることが多いため、太陽光発電施設の設置に当たっては、土砂が流入しないようにするなどの配慮が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、対策を検討するに当たり、専門家に相談してください。</li> <li>▶事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、その改変を避ける又は改変面積をできる限り小さくしてください。</li> <li>▶事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し踏み荒らしたりしないようにしてください。</li> <li>▶事業区域及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地に係る情報が既存の資料に記載されていない場合や資料等がない場合であっても、周辺の環境の状況等から判断して、都道府県や市町村が重要な動植物や重要な自然環境のまとまりに対する配慮を求めた場合には、適切に対応してください。重要な動植物の保全に当たっては、専門的な知見が必要となるため、地域の有識者、コンサルタントなどの専門家に相談し、適切な対策を講じることが必要です。</li> <li>▶植栽に用いる樹木等は、その地域の在来種とするよう配慮してください。</li> <li>▶重要な動物の繁殖期など特に配慮が必要な時期においては、影響を及ぼさないように、工事の時期を調整してください（大きな騒音が生じる工事の回避等）。</li> </ul>
------------------	---	--

※ここに記載した予防措置の詳細やこの他の予防措置等の対策については、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(環境省)、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考えについて」(令和5年5月25日関係省庁申合せ)等を参照ください。

## 7 県、市町の役割

### (1) 県の役割

県は、本ガイドラインの周知に努めるとともに、事業者に対し、県が所管する関係法令、条例に基づく手続き等についての助言や必要に応じて説明を求めることができるものとします。

また、県は、市町からの要請に応じ、助言その他の支援を行うとともに、市町における住民からの相談対応が効率的かつ効果的に行えるよう適切なガイドラインの運用や市町との連絡会議の設置・運用等、必要な支援を行うこととします。

- ① 本ガイドラインの周知
- ② 本ガイドラインの運用及び運用状況の確認、必要に応じた見直し
- ③ 事業者からの相談への対応
  - ・関係法令、条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応
  - ・本ガイドラインの運用・取扱いに関する相談対応
- ④ 市町からの求めに応じた助言や支援、市町における困難事案等への連携した対応、事業概要や相談のデータベース化
- ⑤ 市町との連絡会議の設置・運用
  - ・好事例や懸案事例の共有・協議
  - ・市町職員の相談対応力向上支援等
- ⑥ 関係法令、条例等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、連携して対応するとともに、再エネ特措法に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消しの措置について、国に相談を行います。

### (2) 市町の役割

市町は、当該市町内に太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対し、当該市町が所管する関係法令、条例の規定に基づく手続きや住民からの相談への対応、地域住民とのコミュニケーション等についての助言を行うこととします。

また、市町は地域の実情をふまえ、必要に応じて事業者に対し、助言や説明を求めることができるものとします。

- ① 住民からの相談への対応
- ② 事業者からの相談への対応
  - ・関係法令、条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応
  - ・住民や地域に関する相談対応(配慮すべき地域住民の範囲や住民説明会開催などへの相談対応を含む)
- ③ 県への情報提供

## 8 その他

- ① 本ガイドライン改定日以後に報告のあった事業について、県ホームページにて、「届出日」「事業者名」「連絡先」「施設設置予定場所」「総発電出力」を公開します。

(公開情報の例)

届出日	事業者名 (法人の場合)	連絡先 (法人の場合)	設置予定場所	総発電出力
■年■月	(株) ■■社	■■■■-●●-▲▲▲▲	■市■■番地内	■kW

なお、改定日以前にホームページに掲載していた相談件数等については、継続して掲載することとします。

- ② 「事業概要書」、「説明会概要報告書」、「地域共生のための予防措置等報告書」等の各種届出書類の内容については、県・市町で情報共有するほか、地域住民や関係者に情報提供する場合があります。
- ③ 関係法令や条例又は本ガイドラインが遵守されないなど適切に行われていない状況が確認された場合は、県又は市町が事業者に対する指導や国への情報提供を行う場合があります。事業者に対する指導を重ねてもなお改善がみられない又は重大な違反状態が続く場合など公益を確保するために必要がある場合は、違反事実等を公表する場合があります。
- ④ 本ガイドラインに基づく具体的な手続きの流れは、〈参考資料〉の各種手続きフローを参照してください。

## 〈参考資料〉

太陽光発電施設の適正導入にかかる適用基準一覧（県内市町別）

（別表1）

令和8年4月1日時点

★…『三重県太陽光発電施設の適正導入にかかるガイドライン』（県基準）を適用

☆…市町独自（条例・ガイドライン等）の基準を適用

	市町名	適用対象となる太陽光発電施設				その他面積要件等	市町の独自基準あり	
		認定施設（FIT/FIP）		認定施設以外（非FIT/非FIP）			条例	条例以外 (GL・要綱等)
		10~50kw 未満	50kw 以上	10~50kw 未満	50kw 以上			
1	津市	★	★	★	★			
2	四日市市	★	☆	★	★		○	
3	伊勢市	★	★	★	★			
4	松阪市	★	★	★	★			
5	桑名市	★	★	★	★			
6	鈴鹿市	★	★	★	★			
7	名張市	☆	☆	☆	☆	認定の有無を問わず10kw未満についても市の独自基準を適用	○	
8	尾鷲市	★	★	★	★			
9	亀山市	★	★	★	★			
10	鳥羽市	★	☆	★	★	1,000㎡以上についても市の独自基準を適用	○	
11	熊野市	★	★	★	★			
12	いなべ市	★	★	★	★			
13	志摩市	☆	☆	☆	☆		○	
14	伊賀市	★	★	★	★	出力・認定の有無を問わず1,000㎡以上は市の独自基準を適用	○	
15	木曾岬町	★	★	★	★			
16	東員町	★	★	★	★			
17	菰野町	☆	★	★	★		○	
18	朝日町	★	★	★	★			
19	川越町	★	★	★	★			
20	多気町	☆	☆	☆	☆		○	
21	明和町	★	★	★	★			
22	大台町	☆	☆	☆	☆		○	
23	玉城町	★	★	★	★			
24	度会町	★	★	★	★			
25	大紀町	★	★	★	★			
26	南伊勢町	★	☆	★	☆	1,000㎡以上についても町の独自基準を適用	○	
27	紀北町	★	★	★	★			
28	御浜町	☆	★	★	★		○	
29	紀宝町	☆	★	★	★		○	

※市町独自の基準がある場合がありますので、詳細な取り扱いは各市町の相談窓口（次頁）にお問い合わせください。

また、独自の基準がない市町についても、別途資料の提出を求める場合がありますので、同様に問い合わせください。

※いずれの太陽光発電施設も屋根置き等を除きます。

## 届出書類提出先（相談窓口） 一覧

（別表2）

令和8年4月1日時点

### ■ 『三重県太陽光発電施設の適正導入にかかるガイドライン』にかかる「届出書類提出先」及び「ガイドライン運用等の問い合わせ先」

	所属	住所	電話番号
三重県	新産業振興課	津市広明町13番地	059-224-2316

### ■ 『三重県太陽光発電施設の適正導入にかかるガイドライン』にかかる「届出書類提出先」及び「住民等からの相談窓口」

	市町名	所属	住所	電話番号
1	津市	環境保全課	津市西丸之内23番1号	059-229-3259
2	四日市市	環境政策課	四日市市諏訪町1番5号	059-354-8188
3	伊勢市	環境課	伊勢市岩渕1丁目7番29号	0596-21-5540
4	松阪市	環境課	松阪市殿町1340番地1	0598-53-4425
5	桑名市	環境対策課	桑名市中央町二丁目37番地	0594-24-1183
6	鈴鹿市	環境政策課	鈴鹿市神戸一丁目18番18号	059-382-7954
7	名張市	環境対策室	名張市鴻之台1番町1番地	0595-63-7492
8	尾鷲市	政策調整課	尾鷲市中央町10番43号	0597-23-8134
9	亀山市	環境課	亀山市布気町442番地	0595-96-8095
10	鳥羽市	環境課	鳥羽市鳥羽三丁目1番1号	0599-25-1147
11	熊野市	環境対策課	熊野市有馬町5233番地	0597-89-2804
12	いなべ市	環境政策課	いなべ市北勢町阿下喜31番地	0594-86-7812
13	志摩市	環境・ごみ対策課	志摩市阿児町鶴方3098番地22	0599-44-0228
14	伊賀市	建設政策課	伊賀市四十九町3184番地	0595-22-9722
15	木曾岬町	住民課	桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地	0567-68-6103
16	東員町	みらい環境課	員弁郡東員町大字山田1600番地	0594-86-2807
17	菟野町	環境課	三重郡菟野町大字潤田1250番地	059-391-1150
18	朝日町	防災環境課	三重郡朝日町大字小向893番地	059-337-5610
19	川越町	生活環境課	三重郡川越町大字豊田一色280番地	059-366-7163
20	多気町	環境生活課	多気郡多気町大字相可1600番地	0598-38-1152
21	明和町	生活環境課	多気郡明和町大字馬之上945番地	0596-52-7117
22	大台町	生活環境課	多気郡大台町佐原750番地	0598-82-3787
23	玉城町	税務住民課	度会郡玉城町田丸114番地2	0596-58-8201
24	度会町	みらい安心課	度会郡度会町棚橋1215番地1	0596-62-2423
25	大紀町	総務企画課	度会郡大紀町滝原1610番地1	0598-86-2212
26	南伊勢町	まちづくり推進課	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地	0599-66-1366
27	紀北町	企画課	北牟婁郡紀北町東長島769番地1	0597-46-3113
28	御浜町	生活環境課	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1	05979-3-0513
29	紀宝町	環境衛生課	南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地	0735-33-0338

※計画している施設が複数の市町にまたがる場合、関係する全ての市町に事業概要書等を提出してください。

※市町が独自に太陽光発電施設の設置に係る条例、指導要綱、ガイドライン等を定めて取り組んでいる場合、

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」は原則、適用外となります。ただし、出力規模やFIT・FIP認定の有無によっては、同ガイドラインの適用対象となる場合もありますので、詳細は前頁の「太陽光発電施設の適正導入にかかる適用基準一覧（県内市町別）」をご参照ください。

「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」

(別表3)

太陽光発電施設の設置に係る主な手続きは以下のとおりです。  
 その他地区計画の区域内や風致区域内での市町条例等に基づく手続きなど、これ以外の手続きが必要となる場合があります。  
 手続きに不備や漏れがないよう、下記相談先や市町に確認の上で、手続きを行ってください。

No	法令等名	主な手続きの概要	手続きの 類型	相談窓口	電話番号
1	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。 ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500004023.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500004023.htm</a>	届出	三重県地域連携・ 交通部水資源・地 域プロジェクト課	059-224-2010
2	都市計画法	建築物に該当しない太陽光発電パネルの設置を目的とした造成は、都市計画法に規定する開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。 また、付属建築物がある場合でも、主として付属建築物の建築を目的とした造成ではないことから、同様に開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。	許可	①桑名市、四日市 市、鈴鹿市、津 市、松阪市  上記以外の市町の場合 ②三重県県土整備 部建築開発課 ③各地域の建設事 務所建築開発室 (課)	①各市の開発窓口 ②059-224-3087 ③各地域の建設事 務所建築開発室 (課)
		・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内において、建築物の建築を行う場合は、建築の許可が必要です。 ・都市計画事業地内において、事業施行の障害となるおそれがある建築等を行う場合も建築等の許可が必要です。	許可	①各市の都市計画 法所管課 ②町の場合 各地域の建設事務 所建築開発室 (課)	①各市の都市計画 法所管課 ②各地域の建設事 務所建築開発室 (課)
3	河川法	・県が管理する河川区域等に入っている場合は、許可が必要です。 ・国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所のほか、市町が管理する河川の場合は、各市町の土木担当課が窓口です。	許可	各地域の三重県建 設事務所 管理課	(桑名) 0594-24-3662 (四日市) 059-352-0667 (鈴鹿) 059-382-8683 (津) 059-223-5203 (松阪) 0598-50-0586 (伊勢) 0596-27-5202 (志摩) 0599-43-9627 (伊賀) 0595-24-8208 (尾鷲) 0597-23-3527 (熊野) 0597-89-6141
4	港湾法	・港湾隣接地域及び臨港地区内の民有地における工作物の設置等について、港湾法等に関する許可等が必要です。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口となります。	許可	各地域の三重県建 設事務所 管理課	NO. 3、7～11と同じ
				(四日市港) 四日市港管理組合 港営課	(四日市港) 059-366-7013
5	海岸法	・海岸保全区域内の民有地における工作物の設置等について、海岸法に関する許可が必要です。 ・市町が管理する漁港の場合は、各市町の漁港担当課が窓口となります。 ・県が管理する漁港の場合は、各地域の三重県農林水産事務所水産室が窓口となります。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口となります。	許可	各地域の三重県建 設事務所 管理課	NO. 3、7～11と同じ
				(漁港海岸) 桑名市、川越町、四日市 市、鈴鹿市、津市、松阪 市、明和町、伊勢市、鳥 羽市、志摩市、南伊勢 町、紀北町、尾鷲市、熊 野市 各地域の三重県農林水産 事務所水産室 (農地海岸) 各地域の三重県農林水産 事務所農村基盤室	(漁港海岸) 各市町の漁港担当課 各地域の三重県農林水産事 務所水産室 各地域の三重県農林水産事 務所農村基盤室
				(四日市港) 四日市港管理組合 港営課	(四日市港) 059-366-7013

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
6	漁港漁場整備法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港区域における工作物の設置については許可が必要な場合があります。</li> <li>・市町が管理する漁港の場合は、各市町の漁港担当課が窓口となります。</li> <li>・県が管理する漁港の場合は、各地域の三重県農林水産事務所水産室が窓口となります。</li> </ul>	許可	桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、紀北町、尾鷲市、熊野市 各地域の三重県農林水産事務所水産室	各市町の漁港担当課 各地域の三重県農林水産事務所水産室
7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の土地の形状変更等について、許可が必要な場合があります。	許可		
8	砂防法（三重県砂防指定地等管理条例）	砂防指定地内における土地の形状変更等について、許可が必要な場合があります。	許可		
9	地すべり等防止法	地すべりの危険がある指定された区域内における土地の形状変更等について、許可が必要な場合があります。	許可	各地域の三重県建設事務所 管理課	
10	三重県土採取規制条例	土を採取（切土、床堀その他土地を掘削する行為）する区域の面積が1,000㎡以上の場合には当該条例の認可が必要です（ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます）。	認可		(桑名) 0594-24-3662 (四日市) 059-352-0667 (鈴鹿) 059-382-8683 (津) 059-223-5203 (松阪) 0598-50-0586 (伊勢) 0596-27-5202 (志摩) 0599-43-9627 (伊賀) 0595-24-8208 (尾鷲) 0597-23-3527 (熊野) 0597-89-6141
11	道路法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事等で県が管理する道路を占用等する場合は、許可が必要です。</li> <li>・国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、市町が管理する道路の場合は、各市町の土木担当課が窓口です。</li> </ul>	許可		
12	道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。 ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載物の大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合	許可	①道路使用許可の場合 所轄警察署 ②制限外積載許可の場合 車両の出発地の警察署	該当警察署
13	生産緑地法	生産緑地地区において、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は、許可が必要です。	許可	桑名市、四日市市	関係市の所管課
14	都市緑地法	緑地保全地域では、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は届出が必要です。また、特別緑地保全地区では、許可が必要となります。(R7.3.31時点で緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はありません。なお、今後指定される可能性があるため、随時確認してください。)	許可又は届出	三重県県土整備部 都市政策課	059-224-2718

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
15	建築基準法	土地に自立する太陽光発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。	確認申請	① 桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊賀市、名張市、亀山市 *伊賀市、名張市、亀山市は小規模な建築物等のみ ② ①以外の市町にある階数4以上又は2,000㎡以上の建築物は、三重県土整備部建築開発課 ③ ①以外の市町にある②の規模以外の建築物は、各地域の建設事務所建築開発室（課）	① 各市の所管課 ② 059-224-2709 ③ 各地域の建設事務所建築開発室（課）
16	特定都市河川浸水被害対策法	一級河川中村川・波瀬川等8河川・赤川1河川を特定都市河川に指定し、併せて一級河川中村川流域・波瀬川流域・赤川流域を特定都市河川流域に指定しました。これにより中村川・波瀬川・赤川流域内における雨水浸透阻害行為について許可等が必要となります。 雨水浸透阻害行為の許可の対象となる行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、現況の土地に対し、雨水が地中に浸透せずに流出する量が増加するおそれのある行為で、その土地の面積が1,000㎡以上のものが許可申請の対象となります。 許可に当たっては、技術基準に従った雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要です。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/000255015.htm#anchor2">https://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/000255015.htm#anchor2</a>	許可	①事前相談 三重県土整備部河川課 ②申請 津建設事務所総務・管理室又は松阪建設事務所総務・管理・建築室	(河川課) 059-224-2682 (津) 059-223-5203 (松阪) 0598-50-0586
17	景観法 (三重県景観づくり条例)	① 右記10市の景観計画に基づく手続きについては、別途該当市の景観法所管課にお尋ねください。 ② 以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要です。ただし、熊野川流域景観計画の区域においては、規模に関わらず届出が必要となります。 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(太陽光発電施設については、高さ13mを超えるもの又は太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの。) ・開発行為又は土地の開墾その他土地の形質の変更（行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超） <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001106962.pdf">https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001106962.pdf</a>	届出	①桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、志摩市、鳥羽市、伊賀市 ②上記以外の市町 三重県土整備部都市政策課	①該当市の景観法所管課 ②059-224-2748
18	三重県屋外広告物条例	看板等を設置する場合、許可が必要な場合があります。 ※法令の規定により表示する広告物または、掲出物件を除きます。	許可	①津市、鈴鹿市、松阪市、桑名市、大紀町、大台町 ②上記以外の市町	①各市町の屋外広告物条例所管課 ②No.3、7～11と同じ
19	関係市町の風致地区条例	風致地区において、建築物等の確認や宅地造成等を行う場合は、許可が必要です。	許可	四日市市、津市、多気町、伊勢市、鳥羽市	関係市町の所管課
20	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、太陽光発電施設に関しては原則不許可となります。	許可	各市町の農業振興担当課又は三重県農林（農政・農林水産）事務所農政担当課	各市町の農業振興担当課又は三重県農林（農政・農林水産）事務所農政担当課
21	農地法	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。転用する農地の所在地及び面積により、市町又は県が許可権者になりますが、申請窓口は全て各市町農業委員会になりますので、詳細は各市町農業委員会にお問い合わせください。	許可 又は届出	各市町農業委員会又は三重県農林水産部農地調整課	各市町農業委員会又は三重県農林水産部農地調整課 (059-224-2550)

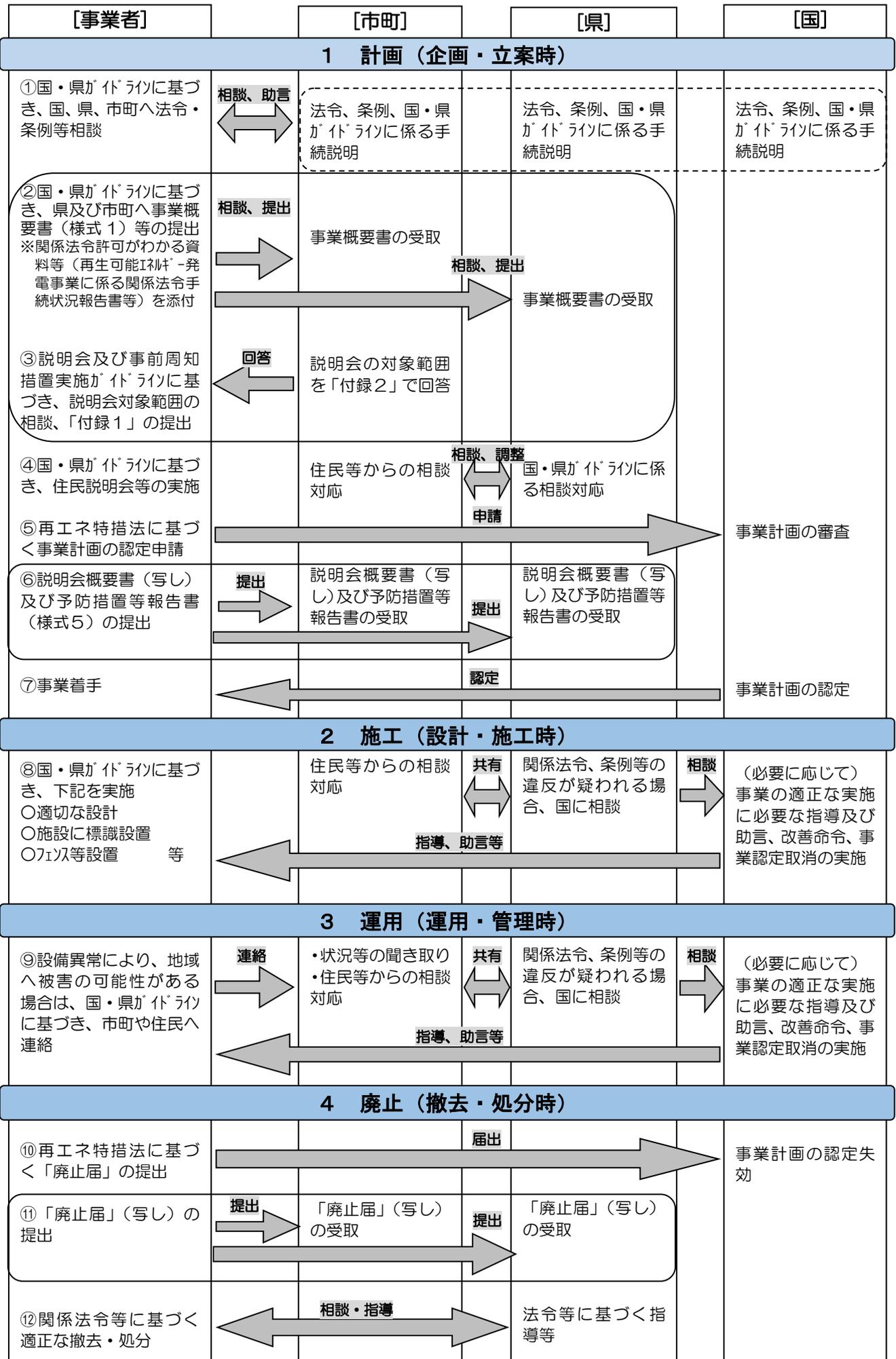
No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
22	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池における工作物の設置等について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する許可が必要な場合があります。	許可	各地域の三重県農林水産事務所水産室農村基盤室	(桑名) 0594-24-3826 (四日市) 059-352-0646 (津) 059-223-5140 (松阪) 0598-50-0558 (伊勢) 0596-27-5176 (伊賀) 0595-24-8126 (尾鷲) 0597-23-3493 (熊野) 0597-89-6128
23	森林法	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。	届出	各市町の林業担当課	各市町の林業担当課
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm</a>	指定の解除	各地域の三重県農林水産事務所森林・林業室	(四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5085 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0696-27-5265 (伊賀) 0595-24-8143 (尾鷲) 0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134
		保安林 ・開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	許可		
24	三重県水源地域の保全に関する条例	地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届け出が必要です。届出書は、対象となる土地を管轄する県農林（水産）事務所森林・林業室に提出してください。  【売買等の契約について】次の7つの契約を言います。 ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約  届出対象の土地であるかどうかは、次のページでご確認いただけます。水源地域に指定された土地となっているかどうかを確認した上で、地域森林計画の対象民有林であるかどうかをご確認ください。 【水源地域に指定された土地】大字単位で指定しています。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000894900.pdf">https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000894900.pdf</a> 【特定水源地域に指定された土地】林班単位で指定しています。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000618146.pdf">https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000618146.pdf</a> 【地域森林計画の対象民有林】 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm</a>	届出	各地域の三重県農林水産事務所森林・林業室	(四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5091 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0596-27-5265 (伊賀) 0595-24-8142 (尾鷲) 0597-23-3504 (熊野) 0597-89-6134
25	文化財保護法	・史跡・名勝・天然記念物（地域を定めず指定を含む）の国・県指定地において現状変更等を行う場合は、許可が必要です。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出・通知が必要です。（民間事業者は届出、国・地方公共団体等は通知） 協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となります。 ・工事中に遺跡を発見した場合は、届出・通知が必要です。	許可 又は届出	各市町の教育委員会	各市町の教育委員会
26	土壤汚染対策法（三重県生活環境の保全に関する条例）	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壤汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形質の変更については、届出は不要となります。 ① 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること ② 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること なお、届出された土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壤汚染対策法第4条第3項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。 また、一定規模（3,000㎡、ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等については900㎡）以上の土地の形質を変更しようとするときは、三重県生活環境の保全に関する条例第7条第2条の2第1項に基づき、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	届出	①各地域（四日市市市内は除く）の三重県地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室 ②四日市市内四日市市環境部環境政策課	①各地域の地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/eco/policy/12365013464.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/eco/policy/12365013464.htm</a> ②059-354-8188

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
27	自然公園法 (三重県立自然公園 条例)	整備箇所が、自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）内であれば、以下の手続きが必要です。 ・特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。 (三重県自然公園図) <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf">http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf</a> (市町別自然公園問い合わせ先) <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/06001000409.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/06001000409.htm</a>	許可 又は届出	環境省伊勢志摩国立公園管理事務所  環境省吉野熊野国立公園管理事務所	(伊勢志摩) 0599-43-2210  (吉野熊野) 0735-22-0342
				各地域の三重県農林水産事務所森林・林業室	(四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5085 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0596-27-5265 (伊賀) 0595-24-8143 (尾鷲) 0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134
28	自然環境保全法 (三重県自然環境保全 条例)  ※令和8年3月31日時点では、三重県内には、自然環境保全法に基づく指定地域はありません。	自然環境保全地域（自然環境保全法で指定するもの）内で開発行為を行う場合は、法に基づく手続きが必要です。	許可 又は届出	環境省中部地方環境事務所	052-955-2130
		三重県自然環境保全地域内（三重県自然環境保全条例で指定するもの）で開発行為を行う場合は、条例に基づく以下の手続きが必要です。 ・特別地区で開発行為を行う場合は許可が必要です。 (自然環境の保全に支障を及ぼす恐れが少ないこと) ・普通地区でパネル面積が200㎡を超える開発行為を行う場合は届出が必要です。	許可 又は届出	各地域の三重県農林水産事務所森林・林業室	(四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5085 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0596-27-5183 (伊賀) 0595-24-8143 (尾鷲) 0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134
		1ヘクタールを超える自然地（樹林地、農地、湿地等）が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為届出が必要になります。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm</a>	届出		
	開発（事前調査を含む。）に伴い、三重県指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷(以下捕獲等といいます。)をしようとする者は、30日前までに、知事に届出が必要となります。 ・届出があった場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm</a>	届出	三重県農林水産部 みどり共生推進課	059-224-2578	
29	絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保 存に関する法律	生息地等保護区域内において各種の開発行為を行う場合、許可又は届出が必要です。	許可 又は届出	環境省中部地方環境事務所野生生物課	052-955-2139
		開発（事前調査を含む。）に伴い、国内希少野生動物種および緊急指定種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可が必要になります。			
30	鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護区に建築物等を新築・改築・増築する場合、または、同区内で木竹の伐採をする場合は許可が必要です。 (三重県鳥獣保護区等位置図)以下ページ内に掲載されています。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000126727.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000126727.htm</a>	許可	三重県農林水産部 獣害対策課	059-224-2020

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
31	環境影響評価法	太陽電池発電所を設置する場合、出力が4万kW以上のものは第1種事業、3万kW以上4万kW未満のものは第2種事業として環境アセスメントの実施が必要になります。 「発電所環境アセスメント情報」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html</a>	環境影響 評価手続 き	三重県環境生活部 地球温暖化対策課	059-224-2366
32	三重県環境影響評価 条例	土地の造成を行う場合、施行区域の面積が10ha以上のものは簡易的環境アセスメント、20ha以上のものは環境アセスメントの実施が必要になります。 「大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて」 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm</a>	環境影響 評価手続 き	三重県環境生活部 地球温暖化対策課	059-224-2366
33	宅地造成及び特定盛 土等規制法	一定規模以上の盛土・切土または一時的な土石の堆積を行う場合は許可等が必要になります。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm</a>	許可又は 届出	「盛土規制法 問い合 わせ先一覧」 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001181806.pdf">https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001181806.pdf</a>	「盛土規制法 問い合 わせ先一覧」 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001181806.pdf">https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001181806.pdf</a>
34	騒音規制法、振動規 制法 (三重県生活環境の 保全に関する条例)	(特定)建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届出が必要です。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm</a>  ※(特定)建設作業の種類 (機種・作業内容等によっては該当しない作業もあります。) (1)騒音関係 ・くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、一定出力以上のバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業 ・一定規模以上のコンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 (2)振動関係 ・くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、鋼球、舗装版破砕機、ブレーカーを使用する作業	届出	①作業場所が多気町・明和町・大台町の場合： 松阪地域防災総合事務所環境室 ②作業場所が南伊勢町・度会町・大紀町の場合： 南勢志摩地域活性化局環境室 ③作業場所が紀北町の場合： 紀北地域活性化局環境室 ④作業場所が御浜町・紀宝町の場合： 紀南地域活性化局環境室 ⑤作業場所が上記①～④以外の市町の場合： 該当市町環境担当課	①0598-50-0530 ②0596-27-5405 ③0597-23-3469 ④0597-89-6937 ⑤該当市町担当課
35	建設リサイクル法	特定建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材）を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知をしなければなりません。	届出	各地域の県建設事務所または市担当課	「建設リサイクル法の 受付窓口一覧」 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm</a>
36	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	指定区域（最終処分場跡地）において、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出が必要です。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm</a>	届出	指定区域が所在する 地域を所管する 各地域の三重県地 域防災総合事務所 (地域活性化局) 環境室	各地域の三重県地 域防災総合事務所 (地域活性化局) 環境室 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm</a>

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
37	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等を行おうとする者は、3,000㎡以上かつ高さ1mを超える埋立て等を行おうとするときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ事への届出が必要です。	届出	大気・水環境課 各地域の三重県地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室	(大気・水環境課) 059-224-2382 (桑名) 0594-24-3624 (四日市) 059-352-0593 (鈴鹿) 059-382-8675 (津) 059-223-5083 (松阪) 0598-50-0530 (伊賀) 0595-24-8078 (南勢志摩) 0596-27-5405 (紀北) 0597-23-3469 (紀南) 0597-89-6937
38	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要となります。 ②建築物*のうち、特定施設に該当するものの新築等を行う場合は、事前に協議が必要となります。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No. 15を参照 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20877012606.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20877012606.htm</a>	事前協議	①については以下のとおり イ 桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市 ロ イ以外の市町に設置する場合は、三重県子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課	① イロ 各市の所管課 059-224-3349
				②については以下のとおり イ 桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市 ロ イ以外の市町にある階数4以上又は2,000㎡以上の建築物は、三重県県土整備部 建築開発課 ハ イ以外の市町にあるロの規模以外の建築物は、各地域の建設事務所建築開発室(課)	② イロハ 各市の所管課 059-224-2709 各地域の建設事務所建築開発室(課)
39	電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ・工事計画、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施、使用前自己確認の実施、安全管理審査の実施等	届出	中部近畿産業保安監督部電力安全課	052-951-2817
40	消防法	発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量を使用する場合、事前に市町の許可が必要です。	許可	各市町の消防担当課	各市町の担当課

国・県ガイドラインの手続きフロー（出力 50kW 以上・FIT/FIP の場合）

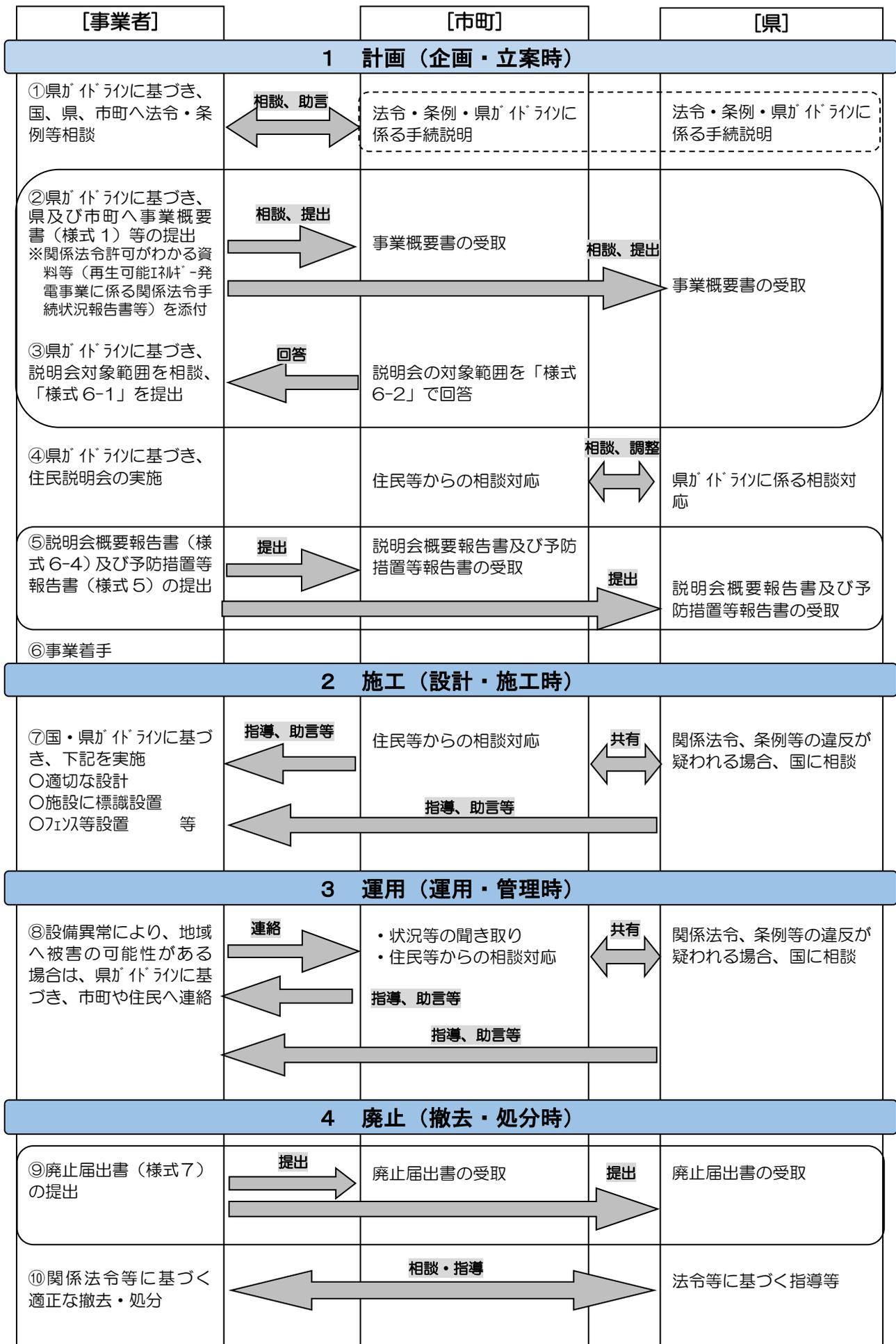


※変更時についても同様の手続きを求めます。45

国・県ガイドラインの手続きフロー（出力 10kW 以上、50kW 未満・FIT/FIP の場合）

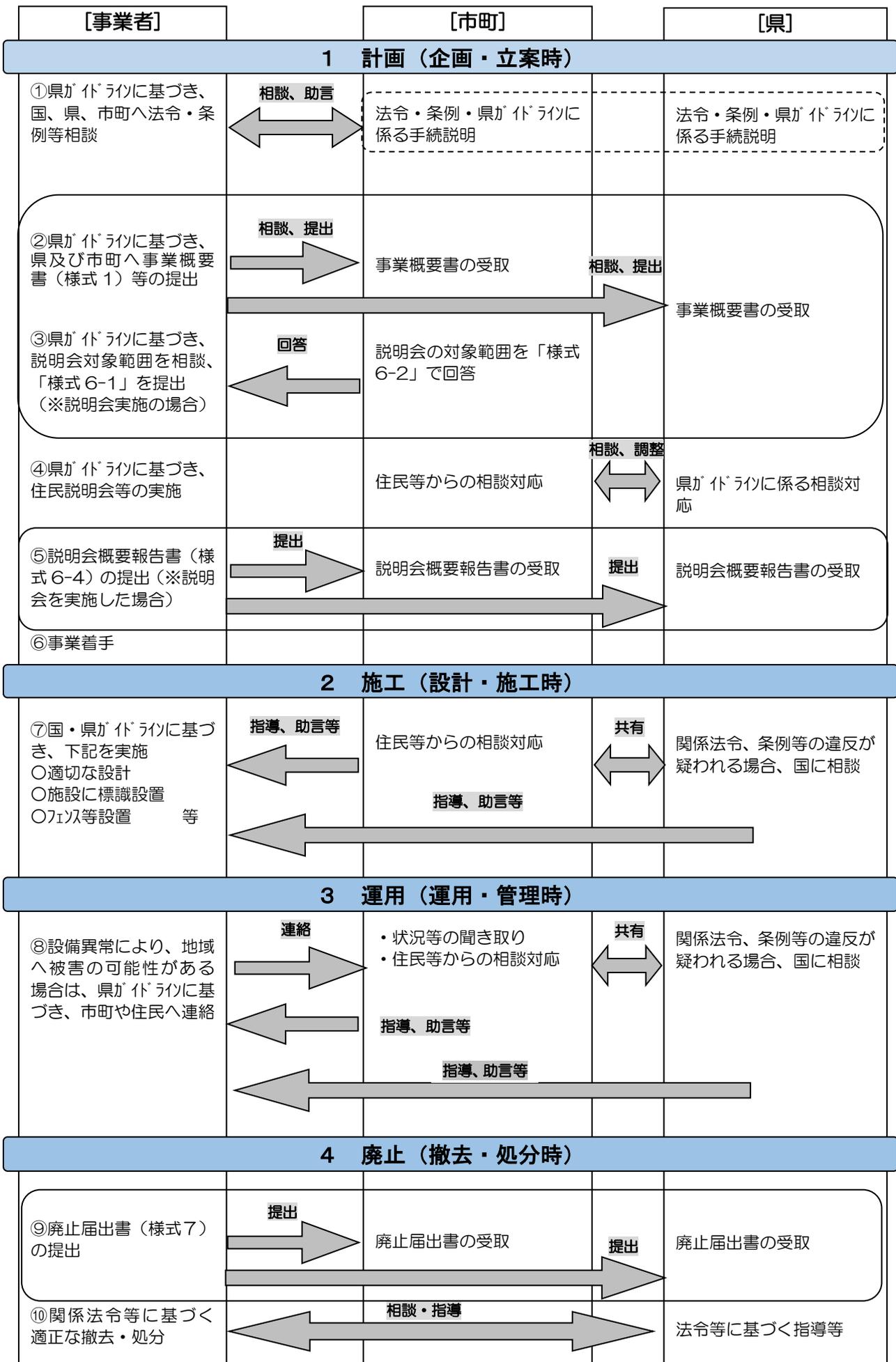
[事業者]	[市町]	[県]	[国]
<b>1 計画（企画・立案時）</b>			
①国・県ガイドラインに基づき、国、県、市町へ法令・条例等相談	相談、助言	法令、条例、国・県ガイドラインに係る手続説明	法令、条例、国・県ガイドラインに係る手続説明
②国・県ガイドラインに基づき、県及び市町へ事業概要書等（様式 1）の提出	相談、提出	事業概要書の受取	事業概要書の受取
③説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに基づき、説明会対象範囲の相談、「付録 1」の提出（※説明会開催の場合）	回答	説明会の対象範囲を「付録 2」で回答	
④国・県ガイドラインに基づき、住民説明会等の実施		住民等からの相談対応	国・県ガイドラインに係る相談対応
⑤再エネ特措法に基づく事業計画の認定申請			申請
⑥説明会概要書（写し）の提出（※説明会を実施した場合）	提出	説明会概要書（写し）の受取	説明会概要書（写し）の受取
⑦事業着手			認定
<b>2 施工（設計・施工時）</b>			
⑧国・県ガイドラインに基づき、下記を実施 ○適切な設計 ○施設に標識設置 ○フェンス等設置 等		住民等からの相談対応	関係法令、条例等の違反が疑われる場合、国に相談
		共有	共有
		指導、助言等	相談
<b>3 運用（運用・管理時）</b>			
⑨設備異常により、地域へ被害の可能性がある場合は、国・県ガイドラインに基づき、市町や住民へ連絡	連絡	・状況等の聞き取り ・住民等からの相談対応	関係法令、条例等の違反が疑われる場合、国に相談
		共有	共有
		指導、助言等	相談
<b>4 廃止（撤去・処分時）</b>			
⑩再エネ特措法に基づく「廃止届」の提出			届出
⑪「廃止届」（写し）の提出	提出	「廃止届」（写し）の受取	「廃止届」（写し）の受取
⑫関係法令等に基づく適正な撤去・処分		相談・指導	法令等に基づく指導等

国・県ガイドラインの手続きフロー（出力 50kW 以上・非 FIT/非 FIP の場合）



※変更時についても同様の手続きを求めます。

国・県ガイドラインの手続きフロー（出力 10kW 以上、50kW 未満・非 FIT/非 FIP の場合）



※変更時についても同様の手続きを求めます。



## 提出書類のチェックリスト

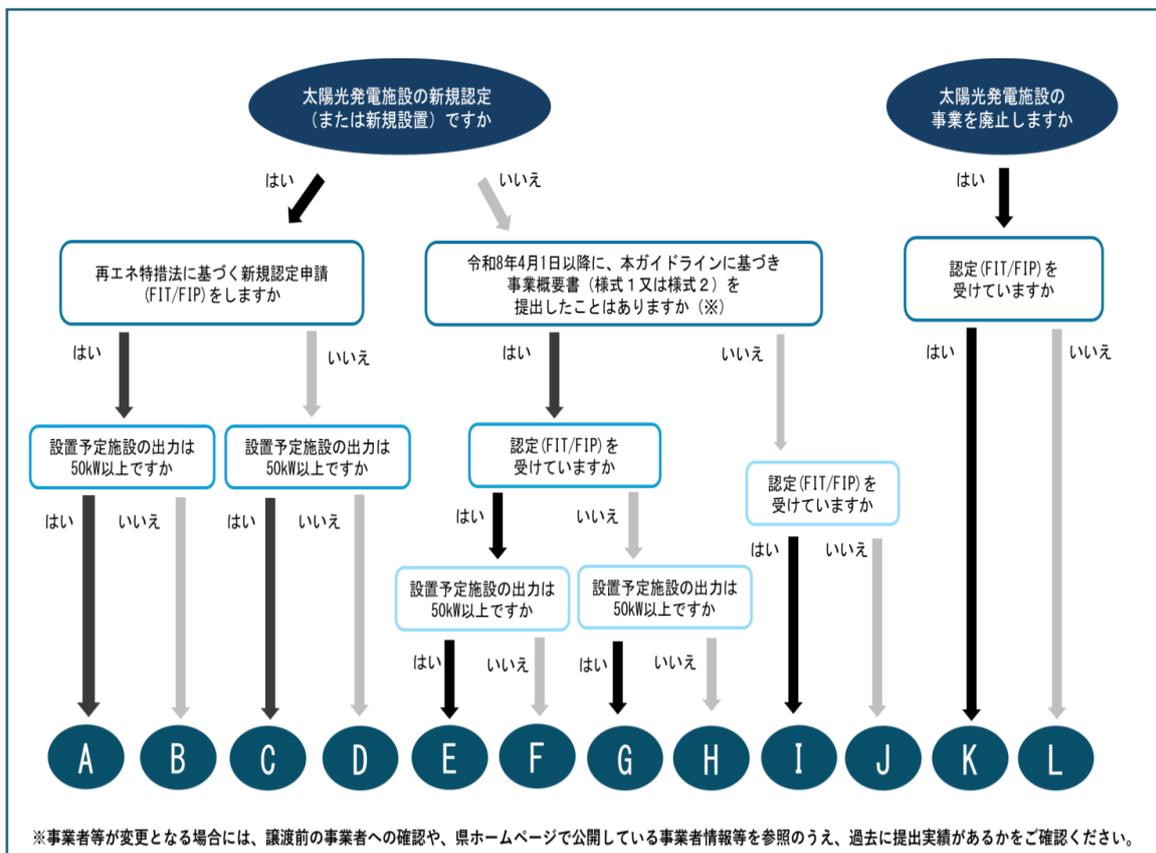
本チェックリストは「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、太陽光発電施設の設置、変更又は廃止を行う事業者が、必要提出書類を確認するためのものです。

各施設について、以下の手順に沿って、ご確認ください。

①下記フロー図の区分（A～L）から当該施設の事業内容に該当する区分を選択してください。

②該当する区分（A～L）のページをご参照いただき、各段階（説明会等開催前、設置工事着手前 等）で提出が必要な書類を確認してください。

※事業の内容や設置場所等により、本チェックリストに記載のない書類の提出を求める場合があります。



※事業者等が変更となる場合には、譲渡前の事業者への確認や、県ホームページで公開している事業者情報等を参照のうえ、過去に提出実績があるかをご確認ください。

**A**

の場合

## 出力 50 kW以上の施設で再エネ特措法に基づく新規認定申請を行う場合【FIT/FIP】

## ▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（様式 1）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。
- 森林法の林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可処分等を受けていることを示す書類
- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写し
- 関係法令手続き状況報告書（様式 3）
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（付録 1.）（※）  
（※）「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」添付様式を市町に提出してください。  
なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

## ▶設置工事着手前までに提出が必要なもの

- 説明会概要報告書の写し
- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

**B**

の場合

出力 10 kW以上、50 kW未満の施設で  
再エネ特措法に基づく新規認定申請を行う場合【FIT/FIP】

## ▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（様式 1）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。

以下、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください

- 森林法の林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可処分等を受けていることを示す書類
- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写し
- 関係法令手続き状況報告書（様式 3）
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（付録 1 /）（※）  
（※）説明会を開催する場合は、市町からの求めの有無に関わらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」添付様式の提出が必要です。本様式の注意書きに記載されている資料を添付し、市町に提出してください。

## ▶設置工事着手前までに提出が必要なもの ※説明会を開催した場合に提出してください

（説明会の開催要件は 21 頁参照）

- 説明会概要報告書の写し
- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

事前周知措置を実施した事業者において、県又は市町の求めがあった場合は提出してください。

- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

## C の場合

出力 50 kW以上の施設で

再エネ特措法に基づく新規認定申請を行わない場合【非 FIT/非 FIP】

### ▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（様式 1）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。
- 森林法の林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可処分等を受けていることを示す書類
- 関係法令手続き状況報告書（様式 4）
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（様式 6-1）（※）  
(※) 市町にのみ提出してください。なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

### ▶設置工事着手前までに提出が必要なもの

- 説明会概要報告書（様式 6-4）
- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

## D の場合

出力 10 kW以上、50 kW未満の施設で

再エネ特措法に基づく新規認定申請を行わない場合【非 FIT/非 FIP】

### ▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（様式 1）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。

以下、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください

- 森林法の林地開発許可又は伐採及び伐採後の造林の届出、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）の許可処分等を受けていることを示す書類
- 関係法令手続き状況報告書（様式 4）
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（様式 6-1）（※）  
(※) 説明会を開催する場合は、市町からの求めの有無に関わらず、様式 6-1 の提出が必要です。  
本様式の注意書きに記載されている資料も添付し、市町にのみ提出してください。

### ▶設置工事着手前までに提出が必要なもの ※説明会を開催した場合に提出してください

（説明会の開催要件は 21 頁参照）

- 説明会概要報告書（様式 6-4）
- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

事前周知措置を実施した事業者において、県又は市町の求めがあった場合は提出してください。

- 地域共生のための予防措置等報告書（様式 5）

## E

## の場合

令和8年4月1日以降に事業概要書を提出した、再エネ特措法に基づく認定を受けた出力50kW以上の施設において、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」を行う場合【FIT/FIP】  
(変更前は出力が50kW未満で、変更後は出力が50kW以上となる場合も同様です。)

## ▶説明会開催又は事前周知措置実施の45日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書(変更)(様式2) ※その他(位置図・配置図)の添付が必要です。
- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写し(※1)
- 関係法令手続き状況報告書(様式3)(※1)  
(※1) 変更原因が15頁の⑥a、bに該当する場合に提出をしてください。
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(付録1.)(※2)  
(※2) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(資源エネルギー庁)」添付様式を市町に提出してください。  
なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

## ▶設置工事着手前までに提出が必要なもの

- 説明会概要報告書の写し
- 地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

## F

## の場合

令和8年4月1日以降に事業概要書を提出した、再エネ特措法に基づく認定を受けた出力10kW以上、50kW未満の施設において、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」を行う場合【FIT/FIP】

## ▶説明会開催又は事前周知措置実施の45日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書(変更)(様式2) ※その他(位置図・配置図)の添付が必要です。

以下、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください

- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写し(※1)
- 関係法令手続き状況報告書(様式3)(※1)  
(※1) 変更原因が15頁の⑥a、bに該当する場合に提出をしてください。
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(付録1.)(※2)  
(※2) 説明会を開催する場合は、市町からの求めの有無に関わらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(資源エネルギー庁)」添付様式の提出が必要です。本様式の注意書きに記載されている資料を添付し、市町に提出してください。

▶設置工事着手前までに提出が必要なもの ※説明会を開催した場合に提出してください  
(説明会の開催要件は21頁参照)

- 説明会概要報告書の写し
- 地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

事前周知措置を実施した事業者において、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください。

- 地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

## G

## の場合

令和8年4月1日以降に事業概要書を提出した、再エネ特措法に基づく認定を受けていない出力50kW以上の施設において、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」と同等の変更を行う場合

## 【非FIT/非FIP】

(変更前は出力が50kW未満で、変更後は出力が50kW以上となる場合も同様です。)

## ▶説明会開催又は事前周知措置実施の45日前までに提出が必要なもの

事業概要書(変更)(様式2) ※その他(位置図・配置図)の添付が必要です。

関係法令手続き状況報告書(様式4)(※1)

(※1) 変更原因が15頁の⑥a、bに該当する場合に提出をしてください。

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(様式6-1)(※2)

(※2) 市町にのみ提出してください。なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

## ▶設置工事着手前までに提出が必要なもの

説明会概要報告書(様式6-4)

地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

## H

## の場合

令和8年4月1日以降に事業概要書を提出した再エネ特措法に基づく認定を受けていない出力10kW以上、50kW未満の施設において、「再エネ特措法第10条第1項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」と同様の変更を行う場合

## 【非FIT/非FIP】

## ▶説明会開催又は事前周知措置実施の45日前までに提出が必要なもの

事業概要書(変更)(様式2) ※その他(位置図・配置図)の添付が必要です。

以下、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください

関係法令手続き状況報告書(様式4)(※1)

(※1) 変更原因が15頁の⑥a、bに該当する場合に提出をしてください。

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(様式6-1)(※)

(※) 説明会を開催する場合は、市町からの求めの有無に関わらず、様式6-1の提出が必要です。

本様式の注意書きに記載されている資料も添付し、市町にのみ提出してください。

## ▶設置工事着手前までに提出が必要なもの ※説明会を開催した場合に提出してください

(説明会の開催要件は21頁参照)

説明会概要報告書(様式6-4)

地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

事前周知措置を実施した事業者において、県又は市町の求めがあった場合は、提出してください。

地域共生のための予防措置等報告書(様式5)

## I の場合

本ガイドラインの対象となった再エネ特措法の認定を受けた既設の施設のうち、「再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」を行う場合【FIT/FIP】

### ▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（変更）（様式 2）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（付録 1.）（※）

（※）説明会を開催する場合、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」添付様式を市町に提出してください。なお、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。

## J の場合

本ガイドラインの対象となった再エネ特措法の認定を受けていない既設の施設のうち、「再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更」を行う場合【非 FIT/非 FIP】

### ▶説明会開催又は事前周知措置実施の 45 日前までに提出が必要なもの

- 事業概要書（変更）（様式 2）※その他（位置図・配置図）の添付が必要です。
- 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（様式 6-1）（※）

（※）説明会を開催する場合、市町に提出してください。また、本様式の注意書きに記載されている資料も添付してください。なお、説明会の開催要件は 21 頁参照してください。

## K の場合

再エネ特措法の認定を受けた事業の廃止届を国へ提出した場合【FIT/FIP】

- 国へ提出した廃止届の写し

## L の場合

再エネ特措法の認定を受けていない事業を廃止する場合【非 FIT/非 FIP】

- 再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式 7）

〈様 式〉

事業者住所  
 事業者名  
 (法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)  
 電話番号  
 担当者名

### 事業概要書

- 本事業概要書は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、再エネ特措法の認定の有無に関わらず、出力 10kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている事業者の方が作成するものです。
- 下記事業概要に必要事項を記入の上、説明会又は事前周知措置実施の 45 日前までに、県及び施設の設置を計画している市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）へ提出願います。県又は市町担当課は、必要に応じて事業の進捗状況の確認をさせていただく場合があります。
- 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。

**【事業概要】**

内 容		記入年月日	年 月 日	
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）			
2	事業予定地の面積（㎡）			
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入）			
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。			
4	対象区域 （本ガイドライン（表 1）の「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」又は「その他設置にあたり県又は市町への相談・配慮が必要な区域」に該当する場合は記入）			
5	土地所有者名			
6	発電事業者 （当該発電事業者と保守点検事業者が異なる場合は、保守点検事業者についても本欄へ併記してください。）	事業者名		
7		代表者名		
8		住 所		
9		電話番号	通常連絡先	
			公開用連絡先	
10		担当者名		
11	緊急連絡先			

12	総発電出力 (kW)	
13	事業認定申請予定 (FIT/FIPに限る)	年 月
14	設置工事着手予定	年 月
15	工事内容	掘削工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		《工事の種類》
16	運転開始予定	年 月
17	説明会又は事前周知措置を予定している地域	
18	説明会又は事前周知措置の実施 (予定) 日	年 月 日

※本事業概要書の提出後に、再エネ特措法第10条第1項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更を行う場合（再エネ特措法の認定を受けていない事業者が同様の変更を行ったときも含む。）には、事業概要書（変更）（様式2）を提出してください。

※内容の確認にあたり、必要と認める場合には、位置図及び配置図のほか、その他の資料の提出を求めることがあります。

※本事業概要書の届出日や発電事業者名、施設設置予定場所（住所）、電話番号（公開用連絡先）、総発電出力（kW）については、県ホームページにて公開します。（個人事業主の場合は、発電事業者名を個人と表記し、公開します。）

※提供いただいた情報は、県・市町で情報共有するほか、地域住民や関係者に情報提供する場合があります。

※関係法令や条例又は本ガイドラインが遵守されないなど適切に行われていない状況が確認された場合は、県又は市町が事業者に対する指導や国への情報提供を行う場合があります。事業者に対する指導を重ねてもなお、改善がみられない又は重大な違反状態が続く場合など公益を確保するために必要がある場合は、違反事実等を公表する場合があります。

※地域住民への説明の際は、本事業概要書及び「地域共生のための予防措置等報告書」に基づき説明を行ってください。

※《工事の種類》には、「杭基礎で地面に固定」「単に置く」などを記載ください。

## 事業者における宣誓事項

事業者において、以下の宣誓事項について確認のうえ、チェック欄に記入（☑）のうえ、責任をもって提出してください。

### 【宣誓事項】

以下の（１）～（４）の各段階において、関係法令及び本ガイドラインを遵守し、適切に事業を実施します。また、違反が確認された場合は速やかに是正措置等を講じるとともに、住民からの不安の声が寄せられた場合等は誠意をもって対応します。

		チェック欄
（１）企画立案時	[ガイドライン本冊：P6～P23]	<input type="checkbox"/>
（２）設計・施工時	[ガイドライン本冊：P24～P25]	<input type="checkbox"/>
（３）運用・管理時	[ガイドライン本冊：P26～P27]	<input type="checkbox"/>
（４）撤去・処分時	[ガイドライン本冊：P27～P28]	<input type="checkbox"/>

出力 50kW 未満の太陽光発電施設を設置予定である事業者は、当該設置予定場所が、再エネ特措法施行規則及び本ガイドライン 23 頁表 2 の示すエリアに該当するかを確認した上で、以下のいずれかの方法により、地域住民と適切なコミュニケーションを図ります。また、地域住民からのニーズがある場合は、適切な方法により対応をします。

説明会	<input type="checkbox"/>	事前周知措置	<input type="checkbox"/>
-----	--------------------------	--------	--------------------------

※チェック欄に記入のない場合は、事業概要書の受付ができませんので、必ず記入のうえ提出ください。

事業者住所

事業者名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

担当者名

### 事業概要書（変更）

- 本事業概要書（変更）は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、事業概要書を提出した事業について、再エネ特措法第 10 条第 1 項の認定を受ける際に説明会等を実施することとなる変更を行う場合（再エネ特措法の認定を受けていない事業者が同様の変更を行ったときも含む。）に事業者の方が作成するものです。
- 下記事業概要に必要事項を記入の上、事業計画に変更を予定している場合、説明会又は事前周知措置実施の 45 日前までに、県及び施設を設置する市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）へ提出願います。県又は市町担当課は、必要に応じて事業の進捗状況の確認をさせていただく場合があります。

事業予定地	
-------	--

※事業予定地には、施設設置予定場所（住所）を記載ください。（複数の地番がある場合は全て記入してください。）

#### 【事業概要】

	内 容	記入年月日	年 月 日	変更の有無
		変更前	変更後	
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	事業予定地の面積（㎡）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4	対象区域 （本ガイドライン（表 1）の「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」又は「その他設置にあたり県又は市町への相談・配慮が必要な区域」に該当する場合は記入）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

5	土地所有者名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	発電事業者 (当該発電事業者 と保守点検事業者 が異なる場合は、保 守点検事業者につ いても本欄へ併記 してください。)	事業者名			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7		代表者名			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
8		住 所			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9		電話番号	通常連絡先			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			公開用連絡先			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10	担当者名			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
11	緊急連絡先			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
12	総発電出力 (kW)				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	説明会又は 事前説明の開催 (予定) 日		年 月 日			

※事項1～13 まですべてを記入し、事項1～12 については、変更の「有」「無」にチェックを入れてください。

※本ガイドライン改定以前（令和8年4月1日）に、適用対象外であった施設（再エネ特措法の認定を受けた出力10kW以上、50kW未満の施設及び同法の認定を受けずに設置した出力10kW以上の施設）については、変更後の事業概要を記載いただき、変更前の事業概要については記載不要とします。

※事項の1～4、12 が変更となった場合には、太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。なお、内容の確認にあたり、必要に応じて、その他資料の提出を求めることがあります。

※事項1 が変更となった場合は、変更前の欄には変更前のすべての地番、変更後の欄には変更後のすべての地番（追加する地番も含めて）をそれぞれ記載してください。

※本事業概要書の届出日や発電事業者名、施設設置予定場所（住所）、電話番号（公開用連絡先）、総発電出力（kW）については、県ホームページにて公開します。（個人事業主の場合は、発電事業者名を個人と表記し、公開します。）

※提供いただいた情報は、県・市町で情報共有するほか、地域住民や関係者に情報提供する場合があります。

※関係法令や条例又は本ガイドラインが遵守されないなど適切に行われていない状況が確認された場合は、県又は市町が事業者に対する指導や国への情報提供を行う場合があります。事業者に対する指導を重ねてもなお、改善がみられない又は重大な違反状態が続く場合など公益を確保するために必要がある場合は、違反事実等を公表する場合があります。

※地域住民への説明の際は、本事業概要書及び「地域共生のための予防措置等報告書」に基づき説明を行ってください。

## 事業者における宣誓事項

事業者において、以下の宣誓事項について確認のうえ、チェック欄に記入（☑）のうえ、責任をもって提出してください。

### 【宣誓事項】

- 以下の（１）～（４）の各段階において、関係法令及び本ガイドラインを遵守し、適切に事業を実施します。また、違反が確認された場合は速やかに是正措置等を講じるとともに、住民からの不安の声が寄せられた場合等は誠意をもって対応します。

		チェック欄
（１）企画立案時	[ガイドライン本冊：P6～P23]	<input type="checkbox"/>
（２）設計・施工時	[ガイドライン本冊：P24～P25]	<input type="checkbox"/>
（３）運用・管理時	[ガイドライン本冊：P26～P27]	<input type="checkbox"/>
（４）撤去・処分時	[ガイドライン本冊：P27～P28]	<input type="checkbox"/>

- 出力 50kW 未満の太陽光発電施設を設置している（予定）の事業者は、当該設置場所が、再エネ特措法施行規則及び本ガイドライン 23 頁表 2 の示すエリアに該当するかを確認した上で、以下のいずれかの方法により、地域住民と適切なコミュニケーションを図ります。また、地域住民からのニーズがある場合は、適切な方法により対応をします。

説明会	<input type="checkbox"/>	事前周知措置	<input type="checkbox"/>
-----	--------------------------	--------	--------------------------

※チェック欄に記入のない場合は、事業概要書の受付ができませんので、必ず記入のうえ提出ください。

年 月 日

事業者住所  
 事業者名  
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)  
 電話番号  
 担当者名

### 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。（注1）

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備

事業者名	
発電設備の出力 (kW)	
発電設備の設置場所	

2. 発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況

1	三重県自然環境保全条例に基づく三重県自然環境保全地域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
2	三重県水源地域の保全に関する条例に基づく土地の所有権等の移転等の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
3	関係市町の風致地区条例に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：

4	生産緑地法に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
5	三重県土採取規制条例に基づく採取許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
6	道路法に基づく占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
7	漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく工作物設置許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
8	道路交通法に基づく使用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
9	建築基準法に基づく建築確認申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
10	その他の法律・条例に係る手続 (法令名： ) (注2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：

備考欄

(注1) 本報告書については、各関係法令の所管部署に確認した結果を記載することを基本としますが、各自治体・関係機関において公表されている資料（ホームページ等）により、当該事業が当該関係法令の適用対象とならないことが客観的に明らかである場合は、所管部署への照会を要しないものとします。

この場合においては、事業者は「適用対象外であることを確認した根拠」を報告書に記載してください。

また、再エネ特措法に基づく認定申請を行う際に、国に提出している再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書の写しも、本報告書に併せて提出してください。

(注2) 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「10 その他の法律・条例に係る手続」に記入してください。

様式 4

年 月 日

事業者住所

事業者名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

担当者名

## 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。（注1）

### 1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備

事業者名	
発電設備の出力 (kW)	
発電設備の設置場所	

### 2. 発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注2）

項目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
2	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
3	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：

4	港湾法に基づく港湾区域内の水 域又は港湾隣接地域における占 用許可、臨港地区内の行為届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
5	海岸法に基づく海岸保全区域等 内の占用・行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
6	急傾斜地の崩壊による災害の防 止に関する法律に基づく急傾斜 地崩壊危険区域内の行為許可 (注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
7	砂防法に基づく砂防指定地にお ける行為許可、砂防設備の占用 許可(注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
8	地すべり等防止法に基づく地す べり防止区域内又はぼた山崩壊 防止区域内の行為許可(注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
9	景観法に基づく景観計画区域・ 景観地区内の行為届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
10	農業振興地域の整備に関する法 律に基づく市町村の農業振興地 域整備計画の変更手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：

11	農地法に基づく農地転用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
12-1	森林法に基づく林地開発許可 (注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
12-2	森林法に基づく保安林指定解除 手続、伐採及び伐採後の造林の 届出(注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化 財包蔵地土木工事等届出、史 跡・名勝・天然記念物指定地の 現状変更許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
14	土壤汚染対策法に基づく土地の 形質変更届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
15	自然公園法に基づく特別地域・ 特別保護地区内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
16-1	自然環境保全法に基づく自然環 境保全地域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：

16-2	三重県自然環境保全条例に基づく三重県自然環境保全地域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 (環境影響評価手続における事業名称： )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可(注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
21	三重県水源地域の保全に関する条例に基づく土地の所有権等の移転等の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
22	関係市町の風致地区条例に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：

23	生産緑地法に基づく行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
24	三重県土採取規制条例に基づく採取許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
25	道路法に基づく占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
26	漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく工作物設置許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
27	道路交通法に基づく使用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
28	建築基準法に基づく建築確認申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：
29	その他の法律・条例に係る手続 (法令名： ) (注4)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 ( 年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：

上記以外の相談先（部署名）（注5）
備考欄

（注1）本報告書については、各関係法令の所管部署に確認した結果を記載することを基本としますが、各自治体・関係機関において公表されている資料（ホームページ等）により、当該事業が当該関係法令の適用対象とならないことが客観的に明らかである場合は、所管部署への照会を要しないものとします。

この場合においては、事業者は「適用対象外であることを確認した根拠」を報告書に記載してください。

（注2）掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行ってください。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、備考欄にその旨を記載してください。

（注3）当該許可等を受けていることを示す書類を添付してください。

（注4）掲載した法令のほかに該当するものがあれば「29 その他の法律・条例に係る手続」に記入してください。

（注5）発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入してください。

地域共生のための予防措置等報告書

事業者名	設置（予定）場所	出力
		k W

下記の事項 1 について、関係ガイドライン等を参照し、適切な予防措置等の対策を講ずることを確認欄にて宣誓し、事項 2 について可能な限り詳細に記載してください。

1. 事業実施による環境等への影響をふまえた予防措置等の対策

区分	宣誓・確認内容（※）	確認欄	非該当	
I 自然環境・生活環境の影響 (ガイドライン 29 ～ 33 頁参照)	柵・塀の設置	関係法令等に基づく離隔の確保、金網フェンス等の設置、第三者が容易に発電設備に接触できないような対策等を講じます。 《国 GL（資源）/ 県 GL》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	雑草の繁茂	雑草繁茂防止のため、適切な除草方法・頻度の設定、除草剤使用時の飛散防止および事前周知、農地・水源地域における薬剤使用抑制等を講じます。《国 GL（資源）/ 県 GL》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	パネルの反射光	アレイ配置の調整、植栽・フェンス設置、低反射パネルの採用等の環境配慮、反射光の影響が想定される場合のシミュレーション、住宅及び道路利用者への影響確認等を実施します。 《国 GL（環境）/ 県 GL》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	排水・土砂濁水	地表水・地下水の状況等を踏まえた排水計画の採用、工事中の濁水低減に配慮した施工、法面保護工等による土砂流出・濁水防止対策等を講じます。（判断が難しい場合には専門家に相談します。） 《国 GL（環境）/ 県 GL》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	景観への配慮	周囲の景観と調和する低明度・低彩度色の採用、低反射・無地の太陽電池モジュール使用等の適切な設置計画を進めます。 《県 GL（県土）》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	騒音・振動	工事に伴う粉じん・騒音・振動の影響低減のため、工事の平準化、建設機械等の同時稼働抑制、近接住宅等への仮囲い設置、工事時間帯への配慮等を行います。《国 GL（環境）/ 県 GL》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	動物・植物・生態系	重要な動植物の生息・生育地が事業区域内又は周辺にある場合には、専門家への相談を踏まえ、生息・生育地の改変回避又は最小化、工事時期等に配慮します。《国 GL（環境）/ 県 GL》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

II 事業終了後の太陽光発電施設の撤去・処分	事業終了後の発電設備の撤去・処分は、関係法令を遵守のうえ速やかに行い、県・市町・地域住民との合意事項がある場合には当該事項に従い対応します。《国 GL（資源）/県 GL》	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III 住民説明の実施	上記 I～II の予防措置等について、住民説明会等で地域住民への説明を行いました。	<input type="checkbox"/>	
IV 事業全体にかかる宣誓事項	関係法令及び本ガイドラインを遵守するとともに、上記 I～II の予防措置等のほか、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（環境省）、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」（令和 5 年 5 月 25 日関係省庁申合せ）等を参考に適切な対策を講じます。	<input type="checkbox"/>	
	住民からの不安の声が寄せられた場合等は誠意をもって対応します。また、本報告書の提出後に計画策定段階で予期しなかった被害や影響等が生じた場合には、状況を確認のうえ、必要に応じて適切な対策を講じます。	<input type="checkbox"/>	

(※) 各種措置等に関連する主なガイドラインを《 》内に以下のとおり整理していますので、適宜参照してください。

- 国 GL（環境）…「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（環境省）
- 国 GL（資源）…「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）
- 県 GL（県土）…「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」（三重県県土整備部）
- 県 GL……………「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（三重県雇用経済部）

## 2. 地域住民からの意見と対応

環境等への影響及び 予防措置にかかる地 域住民からの意見等	
地域住民からの意見 等への対応・講じる 措置	

### 【留意事項】

- 「事業実施による環境等への影響をふまえた予防措置等」について各項目の確認欄にチェックをしてください。（事業や土地等の性質上、該当しない場合は非該当にチェックをしてください。）
- 提供いただいた情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有させていただきます。
- 「環境等への影響及び予防措置にかかる地域住民からの意見等」及び「地域住民からの意見等への対応・講じる措置」については、住民説明会で意見が出されなかった場合や地域住民の参加者がなかった場合等はその旨記載ください。
- 「環境等への影響及び予防措置にかかる地域住民からの意見等」は主に住民説明等において出された不安や要望などの意見等を中心に記載してください。
- 「地域住民からの意見等への対応・講じる措置」は意見等に対する地域住民への回答や対応、意見等をふまえて予防措置等の対策に反映することとした内容などを記載してください。
- 他法令の許認可等を受け、実施する場合は、その基準に従って実施してください。

(宛先) ○○市町 担当者 殿

事業者住所

事業者名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

担当者名

## 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、太陽光発電事業に関する説明会の開催に当たって、説明会に参加する「周辺地域の住民」として、他に加えるべき者がいないか、下記のとおり相談します。

太陽光発電事業に関する事項	出力	
	事業の実施場所 (住所)	
	運転開始予定日	
説明会に関する事項	定量基準に基づく 「周辺地域の住民」 の範囲	
	開催予定日時	
	開催予定場所	

- ※ 原則、本相談は事業概要書（様式1、様式2）の提出時に行ってください。
- ※ 説明会において配布を予定している説明資料を添付してください。
- ※ 事業の実施場所や定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲が分かる地図等を添付してください。
- ※ 「自治体意見の様式」（様式6-2）を添付してください。

〇〇市 担当者 殿

事業者住所  
事業者名  
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)  
電話番号  
担当者名

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、太陽光発電事業に関する説明会の開催に当たって、説明会に参加する「周辺地域の住民」として、他に加えるべき者がいないか、下記のとおり相談します。

太陽光発電事業に関する事項	出力	〇〇kW
	事業の実施場所 (住所)	三重県〇〇市〇〇678-1、678-2、678-3、・・・
	運転開始予定日	〇〇年〇月
説明会に関する事項	定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲	実施場所の敷地境界線から〇m以内にある以下の地域。 ・ 〇〇市〇〇100～150 ・ 〇〇市××1～5 (※定量基準の範囲内に居住する者が存在しないと考えられる場合には、その旨を記載すること)
	開催予定日時 ※未定の場合は空欄	令和〇年〇月〇日 〇時〇分～〇時〇分
	開催予定場所 ※未定の場合は空欄	〇〇県〇〇市〇〇321 〇〇ホール第1会議室

- ※ 原則、本相談は、事業概要書（様式1、様式2）の提出時に行ってください。
- ※ 説明会において配布を予定している説明資料を添付してください。
- ※ 事業の実施場所や定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲が分かる地図等を添付してください。
- ※ 「自治体意見の様式」（様式6-2）を添付ください。

(宛先) (申請者) 殿

**「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答**

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、 月 日付で相談のあった太陽光発電事業に関する説明会の開催に関し、説明会に参加する「周辺地域の住民」等について、下記のとおり回答します。

「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所		<b>【加えるべき理由】</b> <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細: ) <input type="checkbox"/> その他
		<b>【加えるべき理由】</b> <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細: ) <input type="checkbox"/> その他
		<b>【加えるべき理由】</b> <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細: ) <input type="checkbox"/> その他
他の市町村への相談の要否	<input type="checkbox"/> 要 (市町村: ) <input type="checkbox"/> 不要	
備考欄		

- ※ 理由について「その他」を選択した場合はその理由を記した書類を添付する。
- ※ 住所の記載に代えて、「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所が分かる地図等を添付することも可能。

〇〇市町 担当部署：

(宛先) 〇〇 (申請者) 殿

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、〇月〇日付で相談のあった太陽光発電事業に関する説明会の開催に関し、説明会に参加する「周辺地域の住民」等について、下記のとおり回答します。

「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所	(記載例) ・〇〇市〇〇100～150 ・〇〇市××1～5	【加えるべき理由】 <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細: ) <input type="checkbox"/> その他
	(記載例) ・〇〇市〇〇100～150 ・〇〇市××1～5	【加えるべき理由】 <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細: ) <input type="checkbox"/> その他
	(記載例) ・〇〇市〇〇100～150 ・〇〇市××1～5	【加えるべき理由】 <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細: ) <input type="checkbox"/> その他
他の市町村への相談の要否	<input type="checkbox"/> 要 (市町村: ) <input type="checkbox"/> 不要	
備考欄		

※ 理由について「その他」を選択した場合はその理由を記した書類を添付する。

※ 住所の記載に代えて、「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所が分かる地図等を添付することも可能。

〇〇市 担当部署: 〇〇課

## 太陽光発電事業に関する説明会のご案内

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインに基づき、太陽光発電事業に関して、周辺地域の住民の皆様へ説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

説明会の開催日時		
説明会の開催場所（住所）		
太陽光発電事業 の概要	太陽光発電事業者名	
	太陽光発電事業者代表	
	事業者連絡先	
	事業の実施場所	
	出力規模	
	工事開始予定時期	
	運転開始予定時期	

- ※ 本説明会は、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインに基づくものです。
- ※ 説明会開催場所については、別添の地図をご確認ください。
- ※ この御案内について、御不明点がある際には、上記の「事業者連絡先」までお問い合わせください。

## 太陽光発電事業に関する説明会のご案内

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインに基づき、太陽光発電事業に関して、周辺地域の住民の皆様には説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

説明会の開催日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分～〇時〇分	
説明会の開催場所（住所）	三重県〇〇市〇〇 1 2 3 - 4 〇〇ホール第 1 会議室	
太陽光発電事業 の概要	太陽光発電事業者名	株式会社〇〇
	太陽光発電事業者代表	代表取締役 〇〇 〇〇
	事業者連絡先	電話番号 000-000-0000
	事業の実施場所	三重県〇〇市〇〇 5 6 7 - 8、5 6 7 - 9・・・
	出力規模	〇〇kW
	工事開始予定時期	令和〇年〇月
	運転開始予定時期	令和×年×月

- ※ 本説明会は、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインに基づくものです。
- ※ 説明会開催場所については、別添の地図をご確認ください。
- ※ この御案内について、御不明点がある際には、上記の「事業者連絡先」までお問い合わせください。

事業者住所

事業者名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

担当者名

**説明会概要報告書**

開催案内		
開催日時		
開催場所		
参加者		
質疑時間		
質疑人数		
主な質疑項目	<input type="checkbox"/> 太陽光発電事業計画の概要 <input type="checkbox"/> 関係法令遵守状況 <input type="checkbox"/> 土地権原取得状況 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の設置工事の概要 <input type="checkbox"/> 関係者情報 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の安全面の影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の景観面の影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の自然環境面の影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の生活環境面の影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の廃棄に関する影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> その他	
質問募集 フォーム	募集期間	
	質問件数	
	回答方法	

※質問募集フォーム欄には、説明会の開催後に、2週間以上の期間にわたり、メール・郵送・インターネット等で受け付けた質問等に対する対応について記載してください。

【記入例】

様式 6 - 4

【県】非 FIT/非 FIP

令和〇年〇月〇日

事業者住所

事業者名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号

担当者名

説明会概要報告書

開催案内	以下の地域にポスティングにより実施。 ・〇〇市〇〇100～150 ・〇〇市××1～5	
開催日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分～〇時〇分	
開催場所	〇〇ホール第1会議室	
参加者	〇〇名	
質疑時間	〇〇分	
質疑人数	〇人	
主な質疑項目	<input type="checkbox"/> 太陽光発電事業計画の概要 <input type="checkbox"/> 関係法令遵守状況 <input type="checkbox"/> 土地権原取得状況 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の設置工事の概要 <input type="checkbox"/> 関係者情報 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の安全面の影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の景観面の影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の自然環境面の影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の生活環境面の影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業の廃棄に関する影響及び予防措置 <input type="checkbox"/> その他	
質問募集 フォーム	募集期間	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
	質問件数	〇件
	回答方法	回答を記した書面を開催案内と同様にポスティングにより配布。

※質問募集フォーム欄には、説明会の開催後に、2週間以上の期間にわたり、メール・郵送・インターネット等で受け付けた質問等に対する対応について記載してください。



## 三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

平成 29 (2017) 年 6 月 30 日 策定  
平成 29 (2017) 年 7 月 1 日 施行  
平成 30 (2018) 年 7 月 10 日 改訂  
令和 2 (2020) 年 7 月 27 日 改訂  
令和 3 (2021) 年 12 月 1 日 改訂  
令和 4 (2022) 年 4 月 1 日 改訂  
令和 6 (2024) 年 9 月 30 日 改訂  
令和 8 (2026) 年 4 月 1 日 改定

三重県雇用経済部新産業振興課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
TEL : 059-224-2316